(10.住民生活)

									執行	総事業費	Į	務分担	聖案	
事務						事務	大都市	その他	体制	総学来員		特	別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の 内容	(正 員規)	【人件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
	特定非営利活 動の促進	1	事務	・特定非営利活動を行う団体に対して法人格を 付与する事務。 ・特定非営利活動法人に対して、定款変更の認 証を行う事務。 ・役員変更届や事業報告書などを受理する事 務。 ・設立認証取消等管理・監督業務。	市民局	法令	政令市		4.9	17,120				NPO法人格を付与する認証事務などの事務は、事務処理特例条例でほとんどの府内市町村に移譲されており、各特別区で実施。
	2 特定非営利活動の促進 動の促進 (認定事務)	2	特定非営利活動の促進に関する 事務 (認定事務に関すること)	・運営組織及び事業活動が適正であって公益の 増進に資する特定非営利活動法人に対して認定 を行う事務。	市民局	法令	政令市		0.1	77				政令市権限であるが、認定事務を除き、事務 処理特例条例でほとんどの府内市町村に移譲している。 認定事務については、税制上の優遇など法人 の活動への影響が極めて大きく、専門性も非常 に高いことから、広域で実施。
	3 不当景品類及 び不当表示防 止法にかかる 監視規制業務 等	3	国民生活安定緊急措置に関する 事務	国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等を図るため、政令で指定された指定物資の小売業を行うものが、標準価格を見やすく表示していない、又、販売価格が法の規定する基準を上回っていると認めたときに、是正指示、立入検査等。(過去の指定物資の例:灯油、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等)	市民局	法令	政令市		0.0	0				国民経済上重要な物資にかかる監視規制業務であり、広域的かつ統一的な基準で実施すべき事務であることから、広域で実施。 調査権限の行使には、景表法にかかる幅広い専門知識が必要であり、府内統一基準で実施するのが基本であることから、広域で実施。
		4	生活関連物資等の買占め及び 売惜しみに対する緊急措置に関 する事務	国民経済上重要な物資(特定物資)の生産・輸入・販売の事業を行うものが買占め又は売惜しかにより当該特定物資を多量に保有していると認めるとき、事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきこと等の指示に関する事務。(過去の特定物資の例:灯油、合成洗剤、トイレットペーパー等)	市民局	法令	政令市		0.0	0				同上
		5	不当景品類及び不当表示防止 法に基づ(事業者への指導等に 関する事務	[法律の目的] 過大な景品類の提供や、不当な表示による顧客 誘引を防止し、一般消費者の利益を保護する。 [事務内容] 景表法に基づ〈事務のうち、市域に係る下記事務。 ・違反の疑いある事業者への報告徴収、立入調査 ・違反事実が確認された事業者に対する指示等・指示等に従わない場合、内閣総理大臣への措置請求	市民局	法令	都道府県		0.4	89				同上

事務						事務	大都	その他	執行 体制		総事業費	F	*	務分担 特別	案 削区	
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	L	人件費除〈]		広域	各区	連携	考え方
4	安全なまちづく りの推進	6	大阪府交通安全対策会議への 職員参画	・交通安全計画の作成・実施。 ・陸上交通の安全に関する総合的な施策・企画の審議と施策の実施。 ・陸上交通の安全に関し毎年講ずべき施策に関する計画(交通安全実施計画)の作成。 ・府・地方行政機関・市町相互の連絡調整。 上記内容を検討する会議へ指定都市の長又はその指名する職員が参画(現在は、副市長)。	市民局	法令	政令市		0.0	0	0					地域住民へ働きかけ協働して地域防犯対策を 進めるという観点から、基礎自治体としての基本 的な業務であり、各特別区で判断の上実施。地 域の実情やニーズを踏まえた対応が可能。 府の会議への参画について、現状では、政令 市ゆえに参画が課されているが、特別区になれ ば、府内市町村のうちから任命される(任意参 画)こととなる。
		7	地域防犯対策事業の推進に関す る事務	各区の青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意			1.1	.1	675					同上
		8	地域防犯対策事業の推進に関す る事務(区)	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまち づくり啓発事業の実施。 青色防犯パトロール車両 の維持管理。	市民局	任意			0.0	.0	15,151					同上
		9	地域安全防犯対策の推進に関する事務	・大阪府防犯協会連合会及び大阪市保護司会連絡協議会への活動支援補助。 ・交通安全や交通事故防止、自転車マナーアップについてのポスター・リーフレットの作成やホームページへの啓発記事の掲載。・「大阪市安全なまちづくり推進協議会、の開催、安全なまちづくり性連協議会、「大阪市安全なまちづくり推進協議会、で、当ま活性化推進協議会、「大阪市安全なまちづくり推進協議会、「市で大野・経済界で構成」の事務局運営。 歓楽街環境浄化・防犯パトロール団体に対する支援。・市の作業用車両等を活用して犯罪抑止と啓発、被害者の一時保護・応急手当・警察等への通報等。。 ・青色防犯パトロールを新たに実施しようとする自主防犯ポランティア団体への車両を貸出し。パトロール実施に必要な経費の一部補助、パトロール実施に必要な経費の一部補助がコールで表記では、パトロールを新たの車では、パトロールを新たの事では、パトロールを新たの事では、パトロール活動が困難な夜間・深夜帯に民間委託し、青色防犯パトロール車を配置し巡回の実施。	市民局	任意			7.:	7	148,564					同上
	地域活動の支 援等	10	地縁団体の認可等に関する事務	地方自治法に基づき区役所が行う地縁団体の認可申請等を行おうとする団体に対し認可等を行うにあたり、各区との連絡調整を行う。	市民局	法令	一般市		0.	.1	0					地域振興事業とその企画にかかる事務は、住民に近い基礎自治体としての基本的な業務であることから、各特別区で判断の上実施。 住民に身近な特別区が、地域住民の活動や自律的な地域運営の仕組みづくりを支援。
		11		・地方自治法に基づき区役所が行う地縁団体の認可申請等を行おうとする団体に対し認可等を行う。 行う。 認可を受けた地縁団体の代表者の印鑑登録申 請に対し印鑑登録するとともに、印鑑登録証明書 を交付する。	市民局	法令	一般市		0.0	.0	0					同上
		12	地域振興に関する事務	・区役所附設会館の管理運営にかかる指定管理者の選定手続き。 ・区役所の地域振興事業に関して企画調整等。	市民局	任意			3.0	.0	350,331					同上

						* 76	大都	7.0/h	執行体制	i 1	総事業費	ŧ	務分担 特別	案 区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人正 員規 〇	į lu	(件費除く)	広域	各区	連携	考え方
		13	地域コミュニティに関する事務 「H24新規」	地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域 社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発 揮し、校区等地域における様々な地域課題に取 り組むため、中間支援組織を活用して地域活動 協議会の形成や自律的な地域運営の仕組みづく りを支援。	市民局	任意			1	.8	440,248				同上
		14	市民活動の推進に関する事務	・市民活動推進審議会の運営及び同会にて市民活動が推進にかかる事項について調査審議。 ・市民活動団体等に対し地域活性化を目的とした講師の派遣及び本制度の評価・検証等。 ・市民活動団体が抱える課題に対応した講座事業の実施。 ・市民活動推進基金について、クリック募金システムの運営を含む寄附金の収受、同基金を活用した事業の実施。 ・市民活動情報の収集・提供、活動に関する相談業務、担い手を支援する事業等の総合的な市民活動推進施策の実施・企業等やNPO双方が有する資源の橋渡しを行う「大阪市地域貢献活動マッチングシステム」の運営。 ・コミュニティビジネス等の促進をめざし、相談業務、講座事業、講師派遣事業。・大阪市の事業に参画いただ〈市民ボランティアを対象とした大阪市市民活動保険に関する各種手続業務。	市民局	任意			4	.9	136,193				同上
6	窓口サービス に関する事務	15	臨時運行許可事務	各区役所窓口において届出された臨時運行について、その許可件数や失効件数等の集約をし、 陸運局へ報告。 臨時運行許可についての手引きを作成。	市民局	法令	一般市		0	.1	0				基礎自治体としての基本的な事務であり、各特別区で実施。 現行のサービス水準の維持の観点から、他区との相互利用については、併任等による連携。
		16	臨時運行許可事務(区)	道路上において、運行の用に供してはならない 自動車(未登録自動車、検査証の有効期限満了者)を運行する必要がある場合に、道路運送車両法に定められた特定の場合に限り、運行の許可。	市民局	法令	一般市		0	.0	0				同上
		17	住民基本台帳事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民基本台帳に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市		4	.9	134,961				同上
		18	住民基本台帳事務(区)	住民基本台帳の整備、届出の受付、住民票の写 し等住民票に関する証明書の交付等住民基本 台帳法に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般市		0	.0	3,459				同上

事務						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費		事	务分担 特別		
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人 員規)	【人件費除〈】	広	域	各区	連携	考え方
		19	中長期在留者の在留管理事務 「H24新規」	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う中長期 在留者の在留管理に関する事務について、(1) 本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2) 関連する事務を所管する他局等との連絡・調整 等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.0	0)				同上
		20	中長期在留者の在留管理事務 (区)「H24新規」	中長期在留者の住居地に関する届出の受理等 入管法に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.0	0)				同上
		21	特別永住者の在留管理事務「H2 4新規」	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う特別永住者の在留管理に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.0	0					同上
		22	特別永住者の在留管理事務 (区)「H24新規」	特別永住者の特別永住許可の申請の受理、住居地に関する届出の受理、特別永住者証明書の交付等入管特例法に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.0	0)				同上
		23	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登 録証明に関する事務について、(1)本市各区に おける事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事 務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用 帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	任意			0.2	3,782	2				同上
		24	印鑑登録証明事務(区)	印鑑登録原票の整備、登録申請の受付、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づ〈事務を行うもの。	市民局	任意			0.0	0)				同上
		25	住居表示事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住居表示に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.2	23,489					同上
		26	住居表示事務(区)	住居表示台帳の整備、建物等新築届の受付、住居表示会更証明書の交付等住居表示に関する 法律及び住居表示条例に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.0	28,625	5				同上
		27	公的個人認証サービス事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う公的個人認証サービス事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.1	0					同上

富黎						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担 特別		
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人(正 員規)	【人件費除〈	1	広域	各区	連携	考え方
		28	公的個人認証サービス事務(区)	電子証明書の発行申請の受理、電子証明書の 失効申請の受理、利用者署名符号の漏えい等 があった旨の届出の受理等に公的個人認証法 に基づく事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.4		0				同上
		29	戸籍事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う戸籍に 関する事務について、(1)本市各区における事 務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管 する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申 請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.9) 15,50)1				同上
		30		戸籍の編製、届出の受付、戸籍謄本等戸籍に関する証明書の交付等戸籍法に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.4	52	22				同上
		31		区役所窓口サービス課(住民情報)で行う死産の 届出の受理に関する事務について、(1)本市各 区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連す る事務を所管する他局等との連絡・調整等を行う もの。	市民局	法令	一般市		0.4		0				同上
		32	死産の届出の受理に関する事務 (区)	死産の届出の受理等死産の届出に関する規程 に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.0		0				同上
		33	埋火葬·改葬の許可に関する事 務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う埋火葬・改葬の許可に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.1		0				同上
		34	埋火葬·改葬の許可に関する事 務(区)	埋火葬・改葬の許可等墓地、埋葬等に関する法律に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.0)	0				同上
		35	人口動態調査票の作成·提出に 関する事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う人口動 態調査票の作成・提出に関する事務について、 (1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、 (2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調 整等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.4		0				同上
		36	人口動態調査票の作成·提出に 関する事務(区)	人口動態調査票の作成・提出等人口動態調査令に基づく事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.0)	0				同上

富黎						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担特別	案 別区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所屬	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
		37	死亡事項等通知に関する事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う死亡事項等通知に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.0	O)				同上
		38	死亡事項等通知に関する事務 (区)	死亡事項等の通知等相続税法に基づ〈事務を行うもの。	市民局	法令	一般 市		0.0	O)				同上
		39	民刑事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意			0.0	O)				同上
		40	民刑事務(区)	民刑事項に関する各名簿の調製、同名簿に基づ 〈照会回答等の事務を行うもの。	市民局	任意			0.0	0)				同上
		41		区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意			0.0	O)				同上
		42		戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務(戸籍廃棄証明、独身証明、不在住証明等)を行うもの。	市民局	任意			0.0	O)				同上
		43	町区域新設等の告示に関する事 務	町区域の新設等について市会議決があった場合 に当該処分を告示する事務。	市民局	法令	一般 市		0.0	C)				同上
		44	住民基本台帳関係事務にかかる システム運用管理事務	住民基本台帳関係事務(住民基本台帳ネットワーク事務を含む)について、台帳・原票等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に達用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意			6.2	915,659	9			— 組	同上
		45	外国人の在留管理事務にかかる システム運用管理事務「H24新 規」	外国人(中長期在留者・特別永住者)の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など在留管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意			0.0	C)			一組	同上

事務						事務	大都市	その他	執行体制	计划	総事業費	事	務分担 特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人ī 員	見	【人件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
		46	かるシステム運用管理事務	公的個人認証サービス事務について、住民基本 台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県 との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を 図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証 サービス事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				0.1	3,373			一組	同上
		47	運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				1.4	125,429			— 組	同上
		48	管理事務「H24新規」	民刑事務について、民刑事項に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				0.0	0			一組	同上
7	市区町村との連絡調整	49	住民基本台帳事務 (府と市区町村との連絡・調整に 関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民基本台帳に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他同等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市			0.0	0				現在、府が府内市町村との間で行っている広域調整機能について、特別区との間でも同様に 広域が実施。
		50		区役所窓口サービス課(住民情報)で行う中長期 在留者の在留管理に関する事務について、(1) 本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2) 関連する事務を所管する他局等との連絡・調整 等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市			0.0	0				同上
		51	特別水性省の仕留官理事務・H2 4新規」 (府と市区町村との連絡・調整に 開する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う特別永住者の在留管理に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市			0.0	0				同上
		52	印鑑登録証明事務 (府と市区町村との連絡・調整に 関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他同等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	任意				0.0	0				同上

富物						事務	大都市	その他	執行	行制	総事業費	*	務分担 特別	案 引区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	を開	特例等	権限の内容	人: 員:	定規シ	【人件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
		53		区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住居表示に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市			0.0	0				同上
		54	戸籍事務 (府市区町村との連絡・調整に関 する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う戸籍に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	法令	一般市			0.0	0				同上
		55	(付くの区町外との建給・過差に	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意				0.0	0				同上
		56	(府と市区町村との連絡・調整に 関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意				0.0	0				同上
	8 特定の区の地 域関連事業の 実施	57	サテライト大阪環境整備協力費 活用事業	・サテライト大阪(中央区)にかかる環境整備協力 費を活用した中央区の地域特色ある事業に関す る予算管理。	市民局	任意				0.0	0				現在、サテライト大阪が所在する中央区において実施されている事務については、引き続き中央区を含めた新たな特別区で判断の上実施。現在、ボートビア梅田が所在する北区において実施されている事務については、引き続き北区を含めた新たな特別区で判断の上実施。
		58	サテライト大阪環境整備協力費 活用事業(区)	・サテライト大阪(中央区)にかかる環境整備協力 費を活用した中央区の地域特色ある事業の実 施。	市民局	任意				0.0	23,993				同上
		59	助金に関する事務	大阪府都市競艇組合及び箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「市地域活性化事業基金」として北区において行う環境整備等の地域活性化事業に関して、予算の配付及び事務調整等を行う。	市民局	任意				0.3	0				同上

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担 特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の 内容	人正 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
		60	ポートピア梅田環境整備事業補 助金に関する事務(区)	大阪府都市競艇組合及び箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「市地域活性化事業基金」として北区において行う環境整備等の地域活性化事業に活用するための企画調整等を行う。	市民局	任意			0.0	153,403	:				同上
	サービスカウン ター(SC)にお ける住民サー ビス事務	61	住民基本台帳関係事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、 郵送事務処理センター、サービスカウンターにお ける、住民票の写し等の交付。	市民局	法令	一般市		2.9	66,321				共同	各特別区で実施することを基本とするが、現行のSCについては、利便性が高く、各特別区で判断の上、必要に応じて共同で実施。(利用者にとっての近接性という意味では、現行の3箇所(梅田、なんば、天王寺)の確保が必要。)また、他区との相互利用については、併任等による連携。
		62	戸籍関係事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、 郵送事務処理センター、サービスカウンターにお ける、戸籍の謄本等の交付。	市民局	法令	一般 市		1.5	280				共同	同上
		63	印鑑登録証明事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、サービスカウンターにおける、印鑑登録証明の交付等。	市民局	任意			0.5	0				共同	同上
		64	市政案内事務(SC等)	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に 関する事務。	市民局	任意			0.0	12,670				共同	同上
		65	住民情報に関する行政証明事務 (SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、 郵送事務処理センター、サービスカウンターにお ける、行政証明書の交付等。	市民局	任意			0.1	0				共同	同上
10	他自治体・他機 関との連絡・協 力関係事務	66	自衛官募集事務	自衛官募集にかかる連絡調整(会議等への出席・募集相談員の委嘱式)。	市民局	法令	一般 市		0.1	0					自治体間の協力・調整に関する事務等であり、各基礎自治体で実施すべき事務であるため、 各特別区で実施。
		67	自衛官募集事務(区)	自衛官募集にかかる啓発(パンフレット等の配架)。	市民局	法令	一般 市		0.0	0					同上
		68	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づ〈震災避難者情報について、 (1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、 (2)各区にて受け付けた震災避難者情報の集 約・管理・避難元自治体への提供等を行うもの。	市民局	要綱等	一般 市		0.0	0					同上
		69	震災避難者情報の提供受付·管 理に関する事務(区)	総務省通知に基づ〈震災避難者情報について、 震災避難者情報の提供受付を行うもの。	市民局	要綱等	一般 市		0.0	0					同上
		70	原発避難住民情報の管理に関す る事務	原発避難者特例法に基づく避難住民情報について、(1)避難元自治体から提供される避難住民情報の収受・管理、(2)特例事務(避難住民に提供される行政サービス)を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	法令	一般市		0.0	0					同上

* 25						東 35	大都	7.0.4t	執行 体制	総事業費		*	務分担特別	別区	
事務 区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	特例等	その他 権限の 内容	人正 員規)	【人件費除〈	1	広域	各区	連携	考え方
		71	被仮放免者情報の管理に関する 事務「H24新規」	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、(1)法務省から提供される被仮放免者情報の収受・管理、(2)被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	要綱等	一般市		0.0		0				同上
11	区庁舎等の整 備・改修	72	区役所附設会館改修·整備に関する事務	・区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に施設を良好な状態に保つための各種工事を実施する業務。・コミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として、各区の特性・利用者ニーズをふまえ効果的、効率的な区民センターの整備を進める業務。	市民局	任意			3.3	224,18	66				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		73	区庁舎整備等関係事務	・地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助。 ・耐震強度を満たしていない区役所に対して、平成27年度までに区役所庁舎の耐震強度を確保、市民の安全・安心な暮らしづくりに資する区役所庁舎を整備するため、耐震改修工事・建替工事を実施。・区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るための改修。・元区役所跡地など区役所所管の未利用地について、市の方針に基づき、売却を基本とした資産の有効活用を図る。	市民局	任意			5.5	1,641,62	24				同上
12	事務	74	ドメスティック・パイオレンス対策 に関する事務	各区役所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・略称・DV防止法」」に基づいて実施しているDVの被害者の支援と、その防止に向けた事業に関する予算の管理。・各区役所での実施事業相談窓口においてDV被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援。 DVの防止に向けた啓発事業として、地域の各種団体を対象に、DVをテーマとした研修事業を実施。	市民局	任意			0.0		0				相談事務や関係機関との調整などの事務は、 住民に身近な特別区で実施するのが効果的であり、各特別区で判断の上実施。 啓発・情報提供等をとおして、地域住民、事業者と協働した取組みを展開。
		75	ドメスティック・パイオレンス対策 に関する事務(区)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称:DV防止法)」に基づき、DVの被害者の支援と、その防止に向けた事業を実施。 区の相談窓口においてDV被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援。 DVの防止に向けた啓発事業として、地域の各種団体を対象に、DVをテーマとした研修事業を実施。	市民局	任意			0.0	1,39)2				同上
		76	男女共同参画の推進に関する事 務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画・大阪市男女きらめき計画・」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全庁的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開。・男女共同参画施策の総合的な推進・男女共同参画推進に向けた啓発・情報提供・就業の場における男女共同参画推進・地域における男女共同参画推進	市民局	任意			7.2	38,80	17				同上

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		事務	6分担 特別		
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	【人件費除〈】	広	域	各区	連携	考え方
13	男女共同参画 事務(DVに関 する事務(一時 保護所と一 体))	77	市民局におけるドメスティック・パイオレンス対策に関する事務	「大阪市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)に基づき、被害者の保護・自立支援とともに、再発防止の観点からの加害者へのアプローチ、広報啓発活動や相談体制の充実など総合的に取り組む。	市民局	任意			1.1	49,019					DV対策のうち、配偶者暴力相談支援センター、一時保護等に関する事務については、専門性の確保や(特に一時保護について)広域的な対応が必要であることから、相談業務を実施する特別区と連携しながら、広域で実施。
14	男女共同参画 センター管理運 営事務	78	男女共同参画センター管理運営	・男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センター(中央館、北部館、西部館、南部館、東部館)を設置、運営。H18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務(情報提供、容発、セミナー、ネットワーク支援、女性のチャレンジ支援、調査研究、相談、施設管理など)についての調整・指導、・男女共同参画センターを安全かつ快適に利用できるよう、老朽化・破損した箇所の補修。	市民局	任意			2.7	578,282				— 組	市政改革プランにおいて、中央については「専門相談等の実施などの全市的な機能を果たす施設として」「多機能化・複合化による施設の有効活用を図る」とされ、「残りの4館については、市の施設の全体最適化の中でその活用方策を検討する」とされている。これらを踏まえ、当面の間、一部事務組合で実施。
15	緊急母子一時 保護事業(DV 対策にかかる 一時保護所の 確保)	79	緊急母子一時保護事業に関する 事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活 支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定 を図る。 ・支払事務 ・予算要求事務	こども青少年局	任意			0.3	1,158					DV対策のうち、被害者の保護は広域的に行う 必要があるため、広域で実施。 なお、広域の事務とするのは、DV対策として必 要となる一時保護所の確保や被害者の保護その 他のケアにかかる事務に限定。
16	緊急母子一時 保護事業(DV 対策にかかる 相談窓口)	80	緊急母子一時保護事業に関する 事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活 支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定 を図る。 ・緊急母子一時保護の実施	こども青少年局	任意			0.0	0					DV対策のうち、相談窓口は住民に身近な各特別区で実施。
17	消費者の安心 安全の確保	81	消費者の安心安全の確保に関す る事務	消費者の安心安全を確保するために消費者センターを設置し、下記の事業を実施。・消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等・被害拡大の恐れのある消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知	市民局	任意			18.1	196,034					消費者からの相談に迅速に対応する観点から、消費者センターは、各特別区で実施。 (基礎自治体の消費者相談機能の支援、広域的事案への対応などについては、広域で実施。)
		82	消費者の安心安全の確保に関する事務(家庭用品品質表示法)	【家庭用品品質表示法の目的】 ・消費者が日常使用する家庭用品について、品質に関する表示方法を定めて、品質表示を適正でわかりやすくすることにより消費者の利益を保護すること。 【大阪市における事務】 消費者が通常生活の用に供する90品目について、販売事業者等が表示の標準を守らない場合における指示、報告徴収、店舗への立入検査。消費者からの申出の受理及び調査。	市民局	法令	一般市		0.3	6					同上
		83	消費者の安心安全の確保に関する事務(消費生活用製品安全法)	【消費生活用製品安全法の目的】 政令で指定された「特定製品」「特定保守製品」 による一般消費者の生命または身体に対する危 害の発生防止を図り、消費者の利益を確保する こと。 【大阪市における事務等】 「特定製品」「特定保守製品」の表示義務・説明義 務違反等に対する報告徴収、立入検査及び提出 命令に関する事務。	市民局	法令	一般市		0.3	6					同上

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		ij.	務分担特別	! 案 引区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
		84	消費者の安心安全の確保に関する事務(ガス事業法)	「ガス事業法の目的」 ガス事業の運営を調整することにより、ガス使用 者の利益を保護し、ガス工作物の工事、維持及 び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制す ることによって、公共の安全を確保し、あわせて 公害の防止を図ること。 「大阪市における事務」 事故発生のおそれが多いと指定されたガス用品 は、技術基準適合マーク表示がないと販売でき ないことから、販売事業者に対して立入検査をお こないガス事業法の適合を示す「PSTGマーク」 の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	(6				同上
		85	消費者の安心安全の確保に関する事務(電気用品安全法)	【電気用品安全法の目的】電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止すること。 【大阪市における事務】 事故発生のおそれが多いと指定された電気用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対して立入検査をおこない電安法の適合を示す「PSEマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	(6				同上
		86	消費者の安心安全の確保に関する事務(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)「H24新規」	【液石法の目的】 一般消費者に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進すること。 【大阪市における事務】 でイフ表示のないものを販売することはできないことから、販売事業者に対し立入検査をおこない、液石法の適合を示す「PSLPGマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	(同上
		87	食品表示適正化推進事業(JAS法)	食品に関する正確な情報提供を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づ〈食品表示の適正化を推進する。 ・表示事項の遵守指示・必要な措置を講じることの命令・報告徴収、立入検査	府環境農林水産部	法令	都道府県		1.8	1,74{	3				より地域に密着して食品表示の適正化を推進する観点から、各特別区で実施。 保健所設置市が担う食品衛生監視業務と連携 して事務を行う観点から、各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
18	多重債務者対 策等	88	多重債務者対策事業	大阪府多重債務者対策協議会の参画団体とともに、多重債務者対策を推進する。特に、対策の取り組みを強化するため、府内市町村における推進体制の整備を図る。 ・市町村等調整会議の開催 ・関係機関との協議・調整 ・府民への広報	府 商工労働部	任意			1.2	214	1				府警本部、近畿財務局、市長会、弁護士会など関係機関との連携により行うため、広域で実施。

* **						* 75	大都	7.0/4	執体	九行 本制	総事業費		事	務分担 特別		
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	J.	(正 ■規)	【人件費除〈】	ΙŻ	域	各区	連携	考え方
		89		借金問題の根本的な解決に資するため、債務者の立場・視点に立った債務整理の仕組みを構築するとともに、債務者の自立・再チャレンジを支援する総合的な取り組みの推進を図る。・相談体制の充実・・債務者自身の取り組み(任意整理等)の支援・総合的な相談の実施・アフターフォローの充実・金融経済教育・啓発の強化	府 商工労働部	任意				1.5	5,495					貸金業の登録行政庁として、貸金業に係る返済者支援を総合的に実施するため、広域で実施。 各特別区の消費生活支援センター事業等においても、一定の相談業務は実施。
19	雇用施策の推進 (一時相談等以外の事務)	90		・勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進・大阪雇用対策会議をはじめとする府域での雇用施策の検討・連携にかかる会議等への参画・本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかわる諸課題について幅広〈意見を聴取するため設置された懇話会の開催・労働・職業に関する情報の収集・整理	市民局	任意				3.0	4,424					雇用施策の総合的な推進は、国と連携しつつ、広域で統一的に実施していくことが効果的であることから、広域で実施。 労働・職業に関する情報収集・整理は、国や関係自治体と連携しつつ共有して行うのが効果的。 府内における安定的な雇用の確保を図るために実施する就業支援事業に対する補助については、広域で一律に行うのが基本であることから、広域で実施。
		91	就業支援事業に対する補助事務	・就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員とする団体に対して、会員等の協力のもと安定的な雇用の確保を図るため実施する就業支援事業に対する補助。	市民局	任意				0.5	3,820					雇用施策の総合的な推進は、国と連携しつつ、広域で統一的に実施していくことが効果的であることから、広域で実施。 労働・職業に関する情報収集・整理は、国や関係自治体と連携しつつ共有して行うのが効果的、 府内における安定的な雇用の確保を図るために実施する就業支援事業に対する補助については、広域で一律に行うのが基本であることから、広域で実施。 特別区は、府内市町村と同様に、人口に応じて会費負担が必要。
20	雇用施策の推進(一時相施策の推りでは、 は、一時相談施権では、 は、一時相談をできる事務など)	92	国の緊急雇用創出基金を活用した事業に関する事務	・今後成長が期待される分野における新たな雇用機会の創出と地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業の実施にかかる事務。	市民局	任意				4.5	2,158,897					地域の福祉施策と一体で実施することで効果を発揮できると考えられるため、住民に身近な各特別区で判断の上実施。 住民からの相談、各種制度にかかるイベント・ 講座等の実施に関しては、住民に身近な特別区がきめ細か〈実施するのが効率的・効果的、 地域ニーズに即応した人材育成や事業など、 地域の実情を踏まえた事業展開が可能。
		93	する事務	・若年者・中高年齢者・障がい者・母子家庭の母などの「就職に向けた支援が必要な人」の就労を支援するために設置した職業相談・紹介業務を行う「しごと情報ひろば」の運営に関する業務。	市民局	任意				3.0	239,204					同上

							大都	N	執行体制	総事業費		*	務分担特別	案 別区	
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人 員規)	【人件費除〈】		広域		連携	考え方
		94	区役所等と連携した雇用・就労 支援事業に関する事務	・市内在住の若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母など就職に向けた支援が必要な人を対象に、区役所等において就労相談を実施。・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事化の方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。	市民局	任意			1.0	59,983	3				同上
		95	市域の雇用施策の総合的かつ 効果的な推進に関する事務 (一時相談等についてのみ)	・労働・職業に関する情報の収集・整理。 ・雇用施策や各種制度、相談事業、イベント、講座等の周知を情報誌、携帯端末、ホームページにより行う。	市民局	任意			0.0	()				同上
21	人権施策の推進	96	人権施策の推進に関する事務	市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる大阪をめざした人権施策に関する事務。 ・人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡 調整 ・外国籍住民施策の推進 ・事業者が取り扱う個人情報の保護に関すること ・犯罪被害者等の支援に関すること	市民局	任意			19.6	131,180)				住民と協働した人権行政の推進や地域住民の 人権擁護については、住民に近い基礎自治体と しての基本的な業務であるという観点から、各特 別区で判断の上実施。
		97	人権擁護委員の推薦事務	人権擁護委員法第6条第3項に基づき、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦。	市民局	法令	一般市		0.4	(Ò				同上
		98	人権啓発・人権相談に関する事 務	・地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の育成・様々な媒体等を活用し、人権啓発広報事業・市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型事業・企業・事業等による人権啓発・研修への支援・職員啓発・区役所や専門相談機関との連携強化を図って進める人権相談事業・人権啓発・相談センターの運営	市民局	任意			12.0	184,353	3				同上
22	北方領土返還	99	団体助成事業(北方領土返還運 動推進大阪府民会議補助金)	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する。	人事室 総務局	任意			0.2	180					各地方公共団体で実施すべき事務であるため 各特別区で判断の上実施。 特別区移行により事務局のメンバーではなくなる。府民会議への加入については各区の判断による。
23	国際交流	100	国際交流企画費関連業務	国際化施策の企画及び推進を図るため関係省 庁・他自治体との連絡調整等を行う。	経済戦略局	任意			1.7	231,261					地域実情に対応した身近な国際化施策の方 向付けを行う事務であるため、各特別区で実施。

喜彩						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費	*	務分担 特別	案 引区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規 ○	【人件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
		101		本市の国際交流の拠点として設置され、本市の地域国際化協会にも認定されている大阪国際交流センターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」「国際化の担い手育成」に係る各種事業を実施することにより、本市の国際化の推進を図る。	経済戦略局	任意			1.8	160,366				地域の実情に応じた事業を展開することから、 手法も含め各特別区で判断の上実施。
		102	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校(北区)の運営支援を行う。	経済戦略局	任意			0.1	0				外国人の生活環境整備のための個別施設であり、その運営支援は、地域の実態等を踏まえ施設が所在する特別区で判断の上実施。
		103	外負守按迪刈心業務	・姉妹都市市長による本市への表敬など、外賓等の接遇対応や外国政府との行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳依頼を受付け、通訳・通訳作業を実施するほか、英語など外国語表記にかかる助言等を行う。	経済戦略局	任意			2.2	7,109				接遇や通訳・翻訳等については、当該自治体の地域実情やニーズに合わせて実施される国際交流等に関する施策事業に合わせ生じるものであり、各特別区で実施。
		104	領事館との地域情報共有推進事 業	・総領事館の所在自治体として、総領事や館員等と、防災対策や生活支援などをはじめとする地元行政の取組等について、情報の共有化を推進する。(領事館所在区:北区・中央区・西区・住之江区)	経済戦略局	任意			1.4	622				防災、生活支援等の身近な情報は身近なところから提供することから領事館が所在する各特別区で判断の上実施。 領事館所在区における地元住民との交流については地域実情に応じた対応を領事館が所在する各特別区で判断の上実施。
		105	都市間交流関係事業	・姉妹都市提携の周年時の機会を捉えた記念事業の実施による関係の強化と大阪の魅力発信・・姉妹都市交流推進事業補助制度』の実施を通じた、市民交流の促進・成長著しい上海市との企画・財政交流の実施・交流推進にかかる関係諸事務等	経済戦略局	任意			4.8	10,627				外国都市との交流については、各特別区で判 断の上実施。
		106	外国育年招致事業	・外国青年を国際交流員として、本市スタッフに 迎え入れることで、外国人の視点・知識・経験を 取り込み、効果的なプロモーションを実施すると ともに、本市施策の国際化・多言語化を推進。	経済戦略局	任意			0.5	17,031				各特別区の国際化施策の実情に応じて、各特 別区で判断の上実施。

							大都	1	執行体制	総事業費		事形	8分担9 特別			
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人正 員規)	【人件費除〈】	広	a		連携		考え方
		107	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して「大阪市国際協力大使」を委嘱。・・「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う。	経済戦略局	任意			0.2	600					ď	地域にゆかりのある外国人や海外に派遣されている人材などの状況に合わせ事業手法を含め、地域実態に即した対応を各特別区で判断の上実施。
		108	留学生との連携拡大事業を通じ た地域国際化の推進	・市内に多数の留学生が居住・活動する特性を活かし、国際的な視点・能力をもつ留学生と協働・連携して、地域の国際化・活性化を図る。そのため、大阪市の各区役所・局等が協働プログラム(ボランティアプログラム)を開発・提供し、留学生に参加してもらうことにより、留学生と行政・地域団体・市民・企業等とのネットワークを構築し、多様な協働による魅力的な地域社会の実現をめざす。	経済戦略局	任意			1.0	10,296						各地域の留学生の状況や住民ニーズ、国際化 の状況は様々であり、それらに対応した展開を各 特別区で判断の上実施。
		109	留学生OB起業支援事業	・大阪・関西に多数在籍する留学生(OB)が大阪市内で起業するきっかけとなるよう、起業支援セミナーを開催し、国際的な人材の定着をめざし、大阪の国際ビジネス活動の活性化を図る。	経済戦略局	任意			0.3	4,021						各地域の留学生の状況や住民ニーズ、国際化 の状況は様々であり、それらに対応した展開を各 持別区で判断の上実施。
24	自治体国際化支援	110	自治体国際化協会分担金事業	財団法人自治体国際協会は、地域の国際化を一層推進するために地方公共団体の共同組織として設立され、7つの海外事務所を設置し、これら海外ネットワークを活用して地方公共団体の海外における活動を支援し、情報の収集や調査研究を行うほか、JETプログラムによる国際交流員のあっせん・配置を実施している。本市においても同協会に参画し、その機能を活用することにより国際化施策を推進する。	経済戦略局	任意			0.4	75,000					b!	宝〈U収益に連動して実施する事業であるため、広域で実施。
25	旅券交付事務	111	旅券発給事務(窓口業務:申請 受理、交付業務)	旅券は、日本国政府が渡航者の国籍・身分を公に証明し、あわせて安全な旅行のために必要があれば外国政府に保護・扶助を要請する公文書都道府県知事は、旅券法に基づき、国の法定受託事務として、旅券の申請受付、作成、交付事務を実施(発行権限は外務大臣)このうち、申請受理・交付業務といった窓口業務を事務処理特例条例で16市に移譲済み。	府府民文化部	法令	都道府県		5.3	53,988					例 こ (た か	旅券発給にかかる申請受理や交付業務などの窓口業務については、現在、事務処理特例条列によりいくつかの市町村へ事務移譲しているところであり、住民に身近な基礎自治体である特別区で実施。(旅券発給事務は、発行権限をもつ外務大臣がようの法定受託事務であり、事務の根幹をなす旅券作成にかかる事務は引き続き広域が実施。)

* 25						事務	大都市	その他	執	九行 体制	総事業費	*	務分担特別	案 別区	
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所屬	番別	特例等	権限の内容	ر •	(正 規)	【人件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
26	地球の競技・補一・地段の競技・補一・地段の運営・オポーツ地域を対して、体のでは、オポーツ地域を対して、体のの競技を除く、ないのでは、大阪(公園)の競技を施設して、大阪(公園)のでは、大阪(大阪)のの競技を、大阪(大阪)のの競技を、大阪(大阪)のの競技を、大阪(大阪)のの競技を、大阪(大阪)のの競技を、大阪のののののでは、大阪のののののでは、大阪のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	112	スポーツセンター運営事業(基 礎)	1区1館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営している。 市政改革プランにより、26年度に新しい基礎自治体単位に2館を基準として区に財源を配分することとしている。26年度以降の各施設の存廃については、区長が区の特性・地域の実情に即して決定することとなっている。	経済戦略局	任意				5.5	896,044				地域に密着したスポーツ施設運営であり、各 特別区で判断の上実施。
		113	ブール運営事業 (基礎) 【大阪ブールを除く】	1区1館で設置された屋内ブールを、指定管理者制度により運営している。 市政改革ブランにより、26年度に新しい基礎自治体単位に1館を基準として区に財源を配分することとしている。26年度以降の各施設の存廃については、区長が区の特性・地域の実情に即して決定することとなっている。	経済戦略局	任意				5.1	1,617,765				地域に密着したスポーツ施設運営であり、各 特別区で判断の上実施。
		114	体育館の運営事業 (基礎) 【中央体育館除()	千島体育館(大正区)、東淀川体育館(東淀川区)を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意				0.4	24,703				地域のスポーツ施設として、立地区で判断の 上運営を実施。
		115	競技施設の運営事業(基礎) 【南港中央野球場・南港中央庭 球場(住之江区)】	南港中央野球場・南港中央庭球場を指定管理者 制度により運営している。	経済戦略局	任意				0.2	32,148				地域のスポーツ施設として、立地区で判断の 上運営を実施。
		116	スポーツ施設の補修(基礎)	次の4事務の施設にかかる補修。(ただし、補修 案件は年度によって大幅に異なることに留意が 必要。) ・スポーツセンター運営事業(基礎) ・ブール運営事業(基礎)[大阪ブールを除く] ・体育館の運営事業(基礎)[中央体育館除く] ・競技施設の運営事業(基礎)[南港中央野球場・ 南港中央庭球場(住之江区)]	経済戦略局	任意				1.2	85,936				スポーツ施設と一体的な事務。
		117	スポーツ施設運営事業(基礎) 【スポーツ情報・施設利用ネット ワークシステム、施設関係事務】	・スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運営事業(みおネット) ・スポーツ施設関係事務費	経済戦略局	任意				1.0	296,785				地域住民の利用が中心であり、地域の体育施設として各特別区で判断の上運営。 平成25年度より府及び府内15市町が共同運営するオーパスシステムに参入し、みおネットは廃止。
		118	屋内プール管理運営に関する 事務	3ヶ所(西淀川・此花・住之江)の屋内プールの管理運営業務を行う。	環境局	任意				0.3	161,790				地域に密着したスポーツ施設であることから、 所在区で判断の上実施。

							大都		ſ	執行 体制	総事業費	事	務分担	案 別区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特等	その他 権限の 内容		人正 員規)	【人件費除〈】	広域	各区		考え方
27	大阪市中央体育館、大阪プール及び朝テニスセンターの運営等	119	大阪市中央体育館(港区)の運 営事業(基礎)	大阪市中央体育館を指定管理者制度により運営 している。	経済戦略局	任意				0.4	316,344			— 組	本来、各特別区でサービスのあり方が検討されるものであるが、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から一部事務組合により、施設を管理運営。
		120	大阪プールの運営(港区)事業 (基礎)	大阪プールを指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意				0.5	310,898			— 組	本来、各特別区でサービスのあり方が検討されるものであるが、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から一部事務組合により、施設を管理運営。
		121	競技施設の運営事業(基礎) 【靱テニスセンター(西区)】	靱テニスセンターを指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意				0.3	23,173			一組	本来、各特別区でサービスのあり方が検討されるものであるが、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から一部事務組合により、施設を管理運営。
		122	スポーツ施設の補修(基礎・連携)	次の3事務の施設にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。) ・大阪市中央体育館(港区)の運営事業(基礎) ・大阪ブールの運営(港区)事業(基礎) ・競技施設の運営事業(基礎)[靱テニスセンター	経済戦略局	任意				0.1	44,800			— 組	スポーツ施設と一体的な事務。
28	地域の施設の 運営管理	123	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に、「老人憩いの家福祉会館用地」(住之江区)として工場一部用地を北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産使用を許可している。	環境局	任意				0.1	221				地域に密着した施設であることから、所在区で 判断の上実施。
		124	さざんか会館管理運営に関す る業務	・住之江総合会館内に、住之江屋内プール及び住之江スポーツセンターとともに併設された施設であり、当施設の管理運営業務を行う。 ・住之江区	環境局	任意				0.1	0				地域に密着した施設であることから、所在区で 判断の上実施。
		125		リフレうりわり(平野区)の公募貸付け実現までの間の警備業務委託他施設維持に最低限必要な業務委託実施及び、施設保全に関する業務、不法占拠による明渡し訴訟に関する業務を行う。なお、結審後は公募貸付に係る契約関係等事務が生じる。	環境局	任意				0.8	3,787				同上

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総	李業費	1	事務分担 特別	!案 引区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の 内容	人 員規)		‡費除〈】	広域	各区	連携	考え方
		126	東淀工場付帯施設に関する事務	東淀工場附帯施設(通称:エコホール江口) (東淀川区)の普通財産貸付けに係る業務を 行う。	環境局	任意			0.	1	39				地域に密着した施設であることから、所在区で 判断の上実施。
		127	此花会館の管理に関する事務	此花会館(此花区)の普通財産貸付に係る業 務を行う。	環境局	任意			0.	3	0				地域に密着した施設であることから、所在区で 判断の上実施。
		128	桜島会館の管理事務に関する 事務	桜島会館(此花区)の普通財産貸付に係る業 務を行う。	環境局	任意			0.	1	0				同上
29	集客施設	129	集客施設の業務	(目的) 臨海部における良好な環境の保全に資するとともに、スポーツ及びレクリエーション活動を通じて市民の健康の増進に寄与する、市民の文化の向上に寄与する など (内容) ・舞洲施設(体育館・野球場・運動広場(セレッソ大阪に貸付)(此花区) ・舞州へリポート(此花区) ・北港ヨットハーバー(此花区) なにわの海の時空館、帆船あこがれ H24年度末廃止 南港魚つり園、舞洲陶芸館、舞洲野外活動施設 H25年度末廃止 (対象者) 市民、施設利用者 など	港湾局	任意			13.	3	87,449				存続施設の業務については、地域住民の利用 施設として、施設が所在する特別区で実施。
30	南港ポートタウン	130	南港ポートタウンに関する業務	(目的) 南港ポートタウン(住之江区)域内への車両進入 規制(ノーカーゾーン)による交通の安全の円滑 化、交通公害の排除等を図り、もって静かで緑豊 かな住環境を維持する (内容) ・車両出入管理や一時貸駐車場の管理運営、南 港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整 ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する 南港ポートタウン管理センターの管理運営、ボートタウン住民用駐車場の管理運営 など (対象者) 市民(南港ポートタウン住民) など	港湾局	任意			3.	7	0				地域住民の利用施設にかかる業務について は、施設が所在する特別区で実施。
31	内部事務	131	市民局における庶務関係事務	・市民局における庶務関係業務(文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など)。	市民局	任意			26.	0	29,899				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 各種専門相談に関する事務は、市民に身近な場所で実施することが利便性の維持につながることから、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容
		132	区政支援に関する事務	区との連絡調整。 区の業務体制に関する調整。 区行政の改善に向けた企画・調整。 各種専門相談に関する事務。	市民局	任意		
		133	区役所証明発行業務等民間委 託に関する事務「H24新規」	区役所窓口業務等の民間委託に関する事務。	市民局	任意		

執行 体制	総事業費
人正 員規)	【人件費除〈】
8.2	307,853
2.5	58,365

-	務分担	案
	特別	间区
広域	各区	連携

考え方
同上
同上

(11.消防·防災)

							1 400		執行体制	絲	8事業費	4	務分担		
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人正典規		、件費除〈】	広域		連携	考え方
1	消防に関する 事務	1	消防事業	消防事務	消防局	法令	一般市		3390	.0	6,081,424				市消防局の有する消防力を維持し、大規模災害にも対応しうる体制を確保。一元的な指揮命令に加えて、ハイパーレスキューなど機能強化をするため、広域による管理。
		2	消防学校の設置に関する事務 (救急救命土養成に関する事務 を除く)	消防学校の設置	消防局	法令	政令市		15.	.0	53,417				H26年4月に府立消防学校に統合する予定。 新たな大都市制度実現後は、引き続き広域が所 管する学校として運営。 (都道府県に設置義務。)
		3	救急救命士養成に関する事務	救急救命士の養成	消防局	任意			4.	.0	36,594				現在、大阪市消防学校と一体的に運営されていることから、同学校の府消防学校への一元化の考え方に準じて検討。
		4	保安3法(高圧ガス、液化石油ガス、火薬)に関する事務	保安3法(高圧ガス、液化石油ガス、火薬)に関する事務	消防局	法令	都道府県		0.	.0	0				H25年4月から事務処理特例条例で大阪市に 移譲されたが、事務の性質上、消防事業と一体 的に実施すべきことから、広域で実施。
2	国団体の関係・関係・関係・関係・の整等・関係・関係・関係・関係・関	5	武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関する事務		危機管理室	法令	政令市		0.	0	0				府内市町村の統一的な企画・連絡調整に関する事務のため、一元的に行う必要があることから、広域で実施。
		6	災害弔慰金の支給に関する事務	阪神・淡路大震災等により世帯主が負傷または住居、家財に相当程度の被害を受けた一定所得以下の世帯を対象に、「災害援護資金貸付金」として貸付け。同貸付金では、高齢化等で償還困難者が増加し多額の未収額が発生。分割納付を進めていく中、滞納者に対する償還催告を行うとともに、悪質な債務者に対しては、強制執行を視野に入れ裁判等の法的手続きを実施。これらの取組により、償還された貸付金について、国への償還を行っている。政令市権限業務としては、平成24年度は国からの貸付、国への償還を除の業務は発生せず。国への償還業務は年2回行っているが、今後自治体の形態が変わっても、返還業務そのものは継続して発生。	危機管理室	法令	政令市		0.	0	0				現在、大阪府を通して総務省への償還等を 行っている実態もあることから、広域で実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費] [*	務分担特別	案 削区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
		7	危機管理に係る調査及び研究に 関する事務	中央防災会議をはじめ各種機関が行う防災・減災に関する研究成果等を調査・検証し、市の地域防災計画の改訂の必要性を判断した上、そのために必要となる研究や調整等を実施するとともに、関連する協議会等に構成員として参加する。	危機管理室	任意			3.0	71,000)				防災対策を進めるための基礎となる調査研究 (被害想定等)は、高度な専門性を有するととも に、広域的に整合を取る必要があることから、広 域で実施。
		8	帰宅困難者対策の充実	大規模地震により交通機能が停止した場合、速やかに徒歩帰宅できない人が約90万人発生し、破災市民に対する支援策に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、大阪府や関係機関と連携し、企業・事業者自らによる対策の推進や代替輸送の実施体制など協働関係の充実を図り、民間主体による帰宅困難者への対応体制を整備する。	危機管理室	任意			1.0	4,700)				都市部に集まる人々(市域外からの来訪者多数)への対応は広域的な課題であるとの考え方から、特別区と連携・協力しながら、広域で実施、事業者との協定等も広域的に対応するのが効果的であることから、特別区と連携しながら、広域で実施。
3	防災会議の運 営、地域防災 計画の整備等	9	の整備に関する事務	災害対策基本法に基づき、防災会議を運営し、 大阪市地域防災計画を作成し、かつその実施を 推進する。そのため、最新知見の収集、国や大 阪府との調整、市内部の防災関係部局との調整、ライフライン事業者との調整などを行ってい る。	危機管理室	法令	一般市		1.0	493	3				災害発生に備えた取組みについては、各特別 区で判断の上実施。
		10	遊難勧告等発令基準の整理に 関する事務	津波や洪水等のおそれがある場合に、適切に避難動告等を発令できるよう、発令の判断基準、避難すべき区域、伝達手段の整備・伝達内容について定める。	危機管理室	要綱等	一般市		0.2	: (避難勧告等の基準(マニュアル)等の作成は、 実際に避難勧告・避難誘導する特別区において 準備することが基本であることから、各特別区で 判断の上実施。
		11	地下街等の避難確保計画に関する事務	水防法に基づき、浸水のおそれのある地下街等 の所有者または管理者に対して、不特定多数の 利用者を避難誘導するための計画の作成を促 す。 (北区、中央区、天王寺区)	危機管理室	法令	一般市		0.2	. (避難勧告等の基準(マニュアル)等の作成は、 実際に避難勧告・避難誘導する特別区において 準備することが基本であることから、各特別区で 判断の上実施。 地下街がある特定の区(北区、中央区、天王 寺区)が対象。
	危機管理体制の充実、訓練等	12	危機管理体制の充実に関する事 務	多様化・複雑化する危機事態に迅速かつ的確に 対処するため、市の対処能力を向上させるととも に、防災関係機関及び市民等が一体となって災 害時の応急対策が行えるように体制の整備を図 る。そのため、緊急車両の整備、警察・自衛隊な ど関係機関との連携整備、対応計画・マニュアル の整備を行っている。	危機管理室	任意			1.0	10,863	3				地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		13	務	大規模自然災害や新型インフルエンザやSARSのような新興感染症及びテロ災害や武力攻撃事態等、様々な危機事態を起し、本市各部局及び関係機関等が相互に連携協力して、迅速かつ的確な対処ができることを目的として訓練を実施する。	危機管理室	法令	—般 市		1.5	276	6				地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

實验						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費			務分担特別	! 案 引区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	【人件費除〈	1	広域	各区	連携	考え方
		14	危機管理訓練の実施に関する事 務(区)	大規模自然災害や新型インフルエンザやSARSのような新興感染症及びテロ災害や武力攻撃事態等、様々な危機事態を想定し、本市各部局及び関係機関等が相互に連携協力して、迅速かつ的確な対処ができることを目的として訓練を実施する。 津波浸水想定区においては、津波避難訓練推進事業を実施する。	危機管理室	法令	一般市		0.	1,00	0				地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		15	阿倍野防災拠点の運営に関する 事務	大規模な地震などで庁舎が被災し、災害対策の中心的な役割を担う災害本部が設置できない場合、重要となる初期初動体制を確保するため、バックアップ防災拠点において災害対策本部機能を代替・補完するための施設として運営・管理する。(阿倍野区に所在。)	危機管理室	任意			0.	13,61	2				災害対策本部機能を代替・補完するための施設は、各自治体ごとに確保することが基本であることから、各特別区で判断の上実施。
		16	災害対策用職員住宅に関する事務	災害発生時において初期初動体制の指揮をとる 職員が、30分以内に本市災害対策本部・区災害 対策本部に参集するための災害対策用職員住 宅を確保して貸与する。そのための保有住宅の 保守整備、不用となった住宅の売却、賃貸住宅 の契約事務を行うとともに、入居者との調整等を 行っている。	危機管理室	任意			0.	7 21,53	8				災害発生時における初動体制確保については、各特別区において判断の上実施。
		17	務(区)	災害発生時において初期初動体制の指揮をとる職員が、30分以内に区災害対策本部に参集するため災害対策用職員住宅を確保して貸与する。	危機管理室	任意			0.		0				災害発生時における初動体制確保については、各特別区において判断の上実施。
		18	他都市相互応援協定に関する事 務	政令指定都市や近隣市等と災害時の相互応援 について定め、相互応援を実施する。災害発生 時等に速かに相互応援ができるように、情報連 絡手段の確認や情報交換を適宜行っている。	危機管理室	任意			0.	3	0				地域住民の安全・安心を確保するための防災 対策は、各特別区が実施することが基本であり、 それぞれの応援協定も、防災対策の実施主体間 で実施することが妥当であることから、各特別区 で判断の上実施。
		19	防災意識の啓発に関する事務	災害発生時の被害を軽減するためには、「自助」「共助」、「公助」の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて、日頃からの対策を行っていただくために啓発を行う。そのため、広報紙・ホームページへの掲載や講習会等で配布する防災リーフレットを作成するとともに、防災イベント等で展示・啓発活動を実施する。	危機管理室	任意			0.	3 80	0				地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体が実施することが基本であり、 地域住民への防災啓発も、住民に近い防災対策 の実施主体が行うことが妥当であることから、各 特別区で判断の上実施。
		20	武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関する事務	国民保護法に基づき定めた国民保護計画により、武力攻撃や大規模テロなどの事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活等に及ぼす影響を最小にする責務を有することから、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう国民保護計画に基づ〈体制整備の充実を図る。	危機管理室	法令	一般市		0.	68	1				地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	1	総事業費		事務分	担類特別		
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	Į,	人件費除〈】	広地	各	X :	連携	考え方
		21	地域防災活動アドバイザーに関 する事務	地域防災活動アドバイザーが区役所と連携しつつ地域住民によるワークショップ、避難所開設訓練、防災学習会や防災マップづくりなどを支援し、自主的な防災活動を促す。	危機管理室	任意			1.	.5	56,413					地域住民の安全・安心を確保するための防災 対策は、各自治体が実施することが基本であり、 地域住民の参加を得て行う防災活動も、住民に 近い防災対策の実施主体が行うことが妥当であ ることから、各特別区で判断の上実施。
		22	広域避難場所案内板整備事業	地震による大規模火災発生時等に、市民が最寄りの広域避難場所へ安全かつ迅速に避難であるよう、日常から市民に周知するために設置している広域避難場所案内板の整備・更新を行う。	危機管理室	任意			0.	1.3	3,700					府内市町村においては、現在避難場所を指定する各市町村が案内板を設置しており、避難場所指定業務との連携が必要であることから、各特別区で実施。
		23	収容避難所表示板設置事業	地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の 収容避難所等について、市民に周知を図るととも に、日本語が分からない外国人をはじめとする災 害時要援護者にもその役割が分かるよう多言語 やピケトを用いた案内板を設置する。	危機管理室	任意			0.	.9	71,782					府内市町村においては、現在避難場所を指定する各市町村が案内板を設置しており、避難場所指定業務との連携が必要であることから、各特別区で実施。
		24	収容避難所表示板設置事業 (区)	地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の 収容避難所等について、市民に周知を図るととも に、日本語が分からない外国人をはじめとする災 害時要援護者にもその役割が分かるよう多言語 やピクトを用いた案内板を設置。 区役所では、地域と連携して収容避難所の指定 を行い、施設管理者と表示板の設置場所の調整。また、収容避難所等への誘導表示について は、地域と連携して誘導表示板の設置場所の調整や作成・設置。	危機管理室	任意			0.	1.0	24,000					府内市町村においては、現在避難場所を指定する各市町村においては、現在避難場所を指定する各市町村が案内板を設置しており、避難場所指定業務との連携が必要であることから、各特別区で実施。
		25	災害救助用備蓄物資に関する事 務	収容避難所に避難した被災者に対して飲料水や 食料、生活用品の配給が可能になるように、平 時より備蓄により確保する。そのため、被害想定 に基づいた備蓄計画の策定や備蓄の実施、災害 時の搬送方法等の整備等や備蓄場所の施設管 理者との調整等を行っている。	危機管理室	法令	一般市		0.	1.8	43,616					地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		26	小災害対策に関する事務	災害救助法の適用に至らない災害により被災 した市民に対し、被災状況に応じた応急的に必要な救助活動を行う。 備蓄倉庫にかかる法定点検等維持管理業務 小災害見舞金の支給	危機管理室	任意			0.	.6	10,906					地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		27	次告 時 安 抜 護 白 逝 難 又 抜 に 関 9 る 事 務	高齢者や障がい者などの災害時に一人で避難が困難な人々、要援護者の避難支援について、自ちい災組織による要援護者支援体制の確立、福祉避難所等の指定及び運営体制の確立、福祉避難所用の備蓄物資の整備などを進める。	危機管理室	任意			1.	.6	35,000					地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		28		災害時の福祉避難所の指定にむけた協定の締結(市内の高齢・介護施設、障がい児・者施設等約350か所)とそれに伴う協定締結施設への備蓄物資の整備。	危機管理室	任意			0.	0.0	0					地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		事系	多分担 特別		
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定 員規)	【人件費除〈】	広	域	各区	連携	考え方
		29	津波避難ビル確保に関する事務	上町台地以西の10区における津波避難者数を推計し、現想定以上の津波が来襲した場合に、避難できるスペースを確保すべく、公共施設はもとより民間施設へも協力を働きかけ、津波避難ビルの確保に努める。	危機管理室	任意			1.2	7,500					地域住民の安全・安心を確保するための防災 対策は、各自治体が実施することが基本であり、 施設管理者の協力を得て行う「津波避難ビル確保、に関する事務も、地域住民の生命、身体及び 財産を災害から保護する責務を有する各特別区 で判断の上実施。
		30	津波避難ビル確保に関する事務 (区)	上町台地以西の10区における津波避難者数を推計し、現想定以上の津波が来襲した場合に、避難できるスペースを確保すべ、公共施設はもとより民間施設へも協力を働きかけ、津波避難ビルの確保に努める。 区役所では、地域と連携して津波避難ビルを確保し、施設管理者と表示板の設置場所の調整を行う。	危機管理室	任意			0.0	0					地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体が実施することが基本であり、施設管理者の協力を得て行う「津波避難ビル確保、に関する事務も、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する各特別区で判断の上実施。
	防災にかかる システム等	31	危機管理総合情報システムに関 する事務	災害時における迅速・的確な防災情報の収集 及び伝達、初期初動活動を支援することを目的 に、危機管理総合情報システムの安定的かつ効 率的な運用を図る。 運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な 運用を図るなど、システム運用方針の検討・更新 を随時行う。 また、防災行政無線のデジタル化を行う。	危機管理室	任意			1.4	762,638					現在の防災情報システム等総合情報システムは、現在デジタル化を推進しており、各区に分割するとなると、大幅なシステム改築、府や市区町村間のネットワーク再構築が必要であるが、防災の実施機関である特別区が確立するべきことから、特別区で実施。
		32	防災行政無線に関する事務	災害時において迅速かつ的確に防災情報の 収集及び伝達を行うために防災行政無線の整備 を行っているが、無線設備の適切な保守管理 や、各基地局における従事職員への資格の取 得、操作技術の習得にかかる業務を行い、防災 行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図 る。 適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検 結果に基づき計画的に取替えを行う。 同報系無線に接続した外部スピーカーの設置 施設の建替等に伴う整備を行う。	危機管理室	任意			1.0	80,370					現在の防災情報システム等総合情報システムは、現在デジタル化を推進しており、各区に分割するとなると、大幅なシステム改築、府や市区町村間のネットワーク再構築が必要であるが、防災の実施機関である特別区が確立するべきことから、特別区で実施。
(被災建築物の 応急危険度判 定	33	被災建築物の応急危険度判定 に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度 判定士(行政職員及び民間建築士等)」が、大規 模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等 による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に 判定し、人命に係る二次被害を防止する。10階 建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむ ね1週間以内を目途に、「危険」「要注意」「調査 済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物や ブロッケ塀等の見やすい場所に貼り付け、その建 築物等の危険性について、居住者や付近を通行 する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意			0.6	0					大規模災害時の初期対応として、住民の生命 安全を守るため機動的に対応する必要があることから、各特別区で判断の上実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担 特別		
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定 員規)	【人件費除〈】	I	左域	各区	連携	考え方
7	水防事務組合	34	水防事務組合	水防事務組合は地方自治法に規定された一部事務組合であり、地域住民で組織された総勢約9,400人の水防団員で構成される水防団によって、水防調線の実施や資機材の整備等水防体制の強化に努め、河川、海岸の堤防の監視・警戒等の水防活動を行いながら、総面積約335kmの地域住民と生命と財産を守っている。	建設局	法令	その他	関係市町村	1.2	324,209					地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
8	その他防災・危機管理	35		市事務事業の遂行及び市が管理する施設内等において、市民が巻き込まれる事故を未然に防ぐため、本市の安全管理体制を充実し、市民の安全を確保するとともに市政に対する信頼性を高めていく。そのため、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取組を行っている。	危機管理室	任意			0.2	0					施設を所管する自治体が実施するべき事務で あるという考え方を基本として、施設を設置する 各特別区で判断の上実施。
		36	災害弔慰金の支給等にかかる事 務	政令で定める災害が発生した際に被災者に対する被災認定(被災証明書発行)、(制度所管は危機管理室。実際の被災認定・証明書発行業務は区)政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、災害平慰金の支給、(制度所管は危機管理室。実際の支給業務は区)政令で定める災害により負傷し、または疾病にかかり、精神または身体に一定以上の障がいが生じた住民に対し災害障害力異金を支給、(制度所管は危機管理室、実際の支給業務は区、政令で定める災害(大規模災害)が発生した際に被害状況に応じ災害援護資金の貸付け、(貸付金返還金の回収・督促業務も行う)(貸付業返還金の回収・督促業務も行う)(貸付業務・制度所管は危機管理室、実際の貸付業務は区/回収業務・延滞者への督促、各区の回収状况集約、厚生労働省・大阪府への報告・返還金納付業務は危機管理室、債務者への納付書の送付、残高管理は区)	危機管理室	法令	一般 市		0.4	9,370					被災者に対する罹災証明の発行や災害弔慰金の支給などは、災害対策(災害救助)における根幹的な事務の一つであり、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する各特別区で実施。
		37	務(区)	政令で定める災害が発生した際に被災者に対する被災認定(被災証明書発行)、(制度所管は 危機管理室。実際の被災認定・証明書発行業務 は区) 政令で定める災害により死亡した住民の遺族 に対し、災害時影金の支給。(制度所管は危機 管理室。実際の支給業務は区) 政令で定める災害により負傷し、または疾病にかかり、精神または身体に一定以上の障がいが 生じた住民に対し災害障害見舞金を支給。(制度 所管は危機管理室。実際の支給業務は区) 政令で定める災害(大規模災害)が発生した際 に被害状況に応じ災害侵害養務は区」政令で定める災害(大規模災害)が発生した際 に被害状況に応じ災害侵援養務も行う)(貸付業務・制度所管は危機管理室、実際の貸付業務は 区/回収業務、延滞者への督促、各区の回収 状况集約、厚生労働省・大阪府への報告・返還 金納付業務は危機管理室。債務者への納付書 の送付、残高管理は区)	危機管理室	法令	一般市		0.0	0					被災者に対する罹災証明の発行や災害弔慰金の支給などは、災害対策(災害救助)における根幹的な事務の一つであり、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する各特別区で実施。

事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容
		38		災害により被災した市町村等からの職員派遣要請に基づき派遣調整を行う。	危機管理室	法令	一般市	
		39		文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・ 予算決算・管財業務、人事・内部統制・職員研 修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広聴・ 広報・マニフェスト・環境保全・室内調整等その他 庶務事務	危機管理室	任意		

執行		#	務分担	案
体制	総事業費		特別	IJD
人正 員規 ○	【人件費除〈】	広域	各区	刺
1.3	514			
9.6	6,636			

#	務分担	案
	特別	収
広域	各区	連携

考え方

地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する市町村等どうしての協力・応援に関する事務は、その当事者となる特別区において実施することが基本であることから、各特別区で判断の上実施。

各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

(12.自治体運営)

						- 74	大都	7 O M	執行 体制	総事業費] [#	務分担特別	·秦	
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
1	地方公務員災 害補償基金	1	地方公務員災害補償事務	職員の公務上の災害、通勤途上の災害につい て、地方公務員災害補償法等に基づき認定並び に補償を行う。また、公務災害を未然に防ぐ防止 事業についても実施。	人事室 総務局	法令	政令市		4.3	0					地方公務員災害補償基金による統一的な補 償のため、広域で実施。
2	職員の人事・給 与・勤務条件等	2	職員共済組合関係事務	職員共済組合の主な実施事業 ・短期給付(公的医療保険制度) ・長期給付(公的年金制度) ・福祉事業 ・審査会の設置 等	人事室 総務局	法令	政令市		25.0	0					共済組合の手続き業務は、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ただし、市町村職員共済組合への加入については法改正が必要(現行法上では広域と特別区による都職員共済組合)。
		3	職員の人事関係事務(地方公務 員法)	・地方公務員法に基づく任免、分限、懲戒、勤務条件制度など本市職員の人事全般の業務を行っている。 ・市政の執行に要する人員について、簡素で効率的な行政運営に向け、適正な職員配置を進めている。 ・職員の士気の高揚と本市事務事業の効果的な執行に向け、積極的な人事異勤、公正・公平な人事評価を進めている。	人事室 総務局	法令	一般市		10.8	53,231					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		4	職員の人事関係事務(地方自治 法)	・地方自治法に基づく副市長の設置及び他の地 方公共団体への職員派遣等を行っている。	人事室 総務局	法令	一般市		0.1	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		5	地方公務員制度実態調查事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等をとりまとめ、報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市		0.1	0					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		6	職員の勤務条件事務(地方公務 員法)	・職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、地方公務員法に基づき制定改廃等を行っている。	人事室総務局	法令	一般市		1.9	0					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		7	職員の勤務条件事務(地方公営 企業等の労働関係に関する法 律)	・職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令に基づき制定改廃等を行っている。	人事室 総務局	法令	一般市		9.0	0					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

						***	大都	7.0%	執行体制	1	総事業費	F	事	務分担 特別	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人正 員規)	IJ	人件費除〈】	Ľ	広域	各区	考え方
		8	職員の勤務条件事務(労働基準 法)	・非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件に ついて、労働基準法に基づき制定改廃等を行っ ている。	人事室 総務局	任意			0.	.5	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		9	勤務条件に関する調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度や その実績等をとりまとめ、報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市		0.	.1	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		10	人事制度の企画、調査等事務	・職員の人事制度に関する企画、調査等を行って いる。	人事室 総務局	法令	一般市		5.	.0	3,240				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		11	職制及び定数事務	・職制及び定数管理に関すること。	人事室 総務局	法令	一般市		7.	.9	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		12	地方公共団体定員管理調查事 務	・総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門 別、職種別の職員数を報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般		0.	.1	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		13	職員児童手当事務	職員の児童手当についての制度管理、予算·決算に関する事務。 対象者:本市職員	人事室 総務局	法令	一般市		0.	.1	1,671,135				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		14	職員福利厚生事業(地方公務員法)	地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元 気回復に関する事業を実施する	人事室 総務局	法令	一般市		2.	.0	15,415				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

						***	大都	7.01	執	行制	総事業費	*	務分担 特別	案	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人 員	(正規)	【人件費除〈】	広域	各区		考え方
		15		総務省自治行政局公務員部福利課からの通知に基づき、各都道府県・政令市等より、自団体における職員に対する福利厚生事業の実態・職員の健康状態・勤務条件等について調査し、報告する。	人事室 総務局	要綱等	政令市			0.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 現在は大阪市から直接総務省に回答しているが、各特別区の回答を府が集約して回答することとなる。
		16		職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。 対象者:本市職員	人事室 総務局	任意				0.1	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		17	職員疾病対策事業	労働安全衛生法第1・3・66条に基づき、職員の健康が市政を円滑に執行するうえで特に重要な関であるとの認識から、職業病予防及び生活習慣病予防を中心に各種健康診断等を実施する。	人事室 総務局	任意				6.0	238,101				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		18	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、事業主としての安全 配慮義務を果たすため、各種健康診断の事後措 置の実施、職場安全衛生委員会の活性化、産業 医の有効活用等を図る。安全衛生に配慮した作 業服等を貸与する。 対象者:本市職員	人事室 総務局	任意				6.5	221,153				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		19	職員の勤務条件(給与)関係事 務(地方自治法)	・報酬及び給与制度の制定・改廃等	人事室 総務局	法令	一般市			9.5	2,536				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		20	職員の勤務条件(給与)関係事 務(労働基準法)【アルバイト等】	・アルバイト賃金制度の改廃等	人事室 総務局	任意				0.1	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		21	職員の人件費管理事務	・職員の人件費管理事務(予算編成、執行管理 等)	人事室 総務局	任意				5.2	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費	*	務分担 特別	·案	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	【人件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
		22	地方公務員給与実態調査(指定統計)	・基幹統計にかかる調査、集計	人事室 総務局	法令	一般市		0.6	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施 現在は大阪市から直接総務省に回答しているが、各特別区の回答を府が集約して回答することとなる。
		23	地方公務員給与実態調查(附帯 調査、補充調査)	・附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	人事室 総務局	要綱等	政令市		0.6	61				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 現在は大阪市から直接総務省に回答しているが、各特別区の回答を府が集約して回答することとなる。
		24	退隱料·遺族扶助料関係事務	・条例に基づき支給決定を行う。 ・物価スライドに応じて改定を行う。 ・物価スライドに応じて改定を行う。 ・死亡等に伴う戻入処理を行う。 ・退隠料に係る源泉徴収税関係、公的年金支払報告書、扶養親族の申告書等について諸手続きを行う。	人事室 総務局	任意			0.5	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		25	に関する事務 (総務事務センターの運営管理	・職員の給与(報酬等含む)・人事(勤怠情報管理等)・福利厚生等にかかる庶務業務等を集約し効率的に処理するため、「共通管理業務の簡素化・集約化等基本計画」に基づき、職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し(H20.10~)、包括民間委託方式により運営・管理を実施	人事室 総務局	任意			11.3	226,215				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		26	共通管理業務の簡素化・集約化 に関する事務 (職員の給与・報酬の支給に関する事務)	・職員の給与(報酬等含む)・人事(勤怠情報管理等)・福利厚生等にかかる庶務業務等を集約し効率的に処理するため、「共通管理業務の簡素化・集約化等基本計画」に基づき、職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し(H20.10~)、包括民間委託方式により運営・管理を実施	人事室 総務局	法令	一般市		15.7	247,200				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		27	共通管理業務の簡素化·集約化 に関する事務 (職員の児童手当支給に関する 事務)	・職員の給与(報酬等含む)・人事(勤怠情報管理等)・福利厚生等にかかる庶務業務等を集約し効率的に処理するため、「共通管理業務の簡素化・集約化等基本計画」に基づき、職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し(H20.10~)、包括民間委託方式により運営・管理を実施	人事室 総務局	法令	一般市		1.0	12,309				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		28	共通管理業務の簡素化・集約化 に関する事務 (地方公務員災害補償基金負担 金の支払いに関する事務)	・職員の給与(報酬等含む)・人事(勤怠情報管理等)・福利厚生等にかかる庶務業務等を集約し効率的に処理するため、「共通管理業務の簡素化・集約化等基本計画」に基づき、職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し(H20.10~)、包括民間委託方式により運営・管理を実施	人事室 総務局	法令	一般市		0.1	6				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。

									執	行制	総事業費		事	務分担		
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例	その他 権限の 内容	1	定		広	域	特別		考え方
HS						個別	等	NA	Â	規)	【人件費除〈】			各区	連携	
		29	職員研修事務	・「人材育成推進委員会」や「研修評価会議。を活用し、人材育成の方向性と研修がより効果的に行われるよう検証を進めるとともに、各階層ごとの職員が求められている目標の達成、専門的知識の習得、業務に必要な知識等を習得できる研修を実施など	人事室 総務局	法令	一般市			8.5	57,293					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		30	所属研修支援事務	OJT促進のためのJTマニュアルを活用した研修の実施、職員の自己啓発の機会の提供、所属への研修講師の派遣や所属研修に対する助言等を通して、職員人材開発センターと所属との連携を図りながら、職員の所属・職場の状況にあわせた人材育成の支援を行う。	人事室 総務局	任意				3.4	12,300					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
3	人事委員会	31		人事委員会の設置:指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。 委員の選任等:人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任。	行政委員会 事務局	法令	政令市			0.1	0					職員の任用(採用・昇任等)・勤務条件に関する事務は、基本的に各地方公共団体が実施すべき事務であり、各特別区で実施。 各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区にない平委員会を設置。他方、人事委員会(一部事務組合による共同処理等)を設置し、その後、各区において人事給与制度を構築することも考えられる。公平委員会設置の場合、特別区における給与・勤務条件の設定は、他の市町村の例を踏まえ、人事院や広域の人事委員会の勧告を参考として対応。
		32	人事委員会の設置(任用関係事 務・地方公務員法)	競争試験及び選考:職員の採用及び昇任は、地方公務員法及び規則の定めるところにより各種の競争試験及び選考により実施。 なお、競争試験は、事務行政、技術、社会福祉や消防吏員などの区分で実施。	行政委員会 事務局	法令	政令市			11.9	24,594					職員の任用(採用・昇任等)・勤務条件に関する事務は、基本的に各地方公共団体が実施すべき事務であり、各特別区で実施。 各特別区にないて事施ら制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置。他方、人事委員会(一部事務組合による共同処理等)を設置し、その後、各区において人事給与制度を構築することも考えられる。公平委員会設置の場合、特別区における給与・勤務条件の設定は、他の市町村の例を踏まえ、人事院や広域の人事委員会の勧告を参考として対応。
		33	人事委員会の設置(任用関係事務・任期付法)	競争試験及び選考:職員の採用及び昇任は、地方公務員法及び規則の定めるところにより各種の競争試験及び選考により実施。なお、競争試験は、事務行政、技術、社会福祉や消防吏員などの区分で実施。	行政委員会 事務局	法令	政令市			0.1	0					職員の任用(採用・昇任等)・勤務条件に関する事務は、基本的に各地方公共団体が実施すべき事務であり、各特別区で実施。 各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置。他方、人事委員会(一部事務組合による共同処理等)を設置し、その後、各区において人事給与制度を構築することも考えられる。公平委員会設置の場合、特別区における給与・勤務条件の設定は、他の市町村の例を踏まえ、人事院や広域の人事委員会の勧告を参考として対応。

				事務の概要	所属		大都		執行体制	総事業費		事	務分担: 特別	
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称			事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人 員規)	【人件費除〈】	広	域	各区	考え方
		34	人事委員会の設置(調査関係事 務・地方公務員法)	・給与、その他の勤務条件に関する報告及び勧告 ・条例の制定・改廃に対する意見の申出 ・人事委員会規則の制定改廃 ・給与の支払いの監理 ・公平審査 ・苦情相談 ・労働基準監督 ・職員団体の登録等 ・職員団体の登録等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政委員会 事務局	法令	政令市		8.9	6,535				職員の任用(採用・昇任等)・勤務条件に関する事務は、基本的に各地方公共団体が実施すべき事務であり、各特別区で実施。 各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置。他方、人事委員会(一部事務組合による共同処理等)を設置し、その後、各区において人事給与制度を構築することも考えられる。公平委員会設置の場合、特別区における給与・勤務条件の設定は、他の市町村の例を踏まえ、人事院や広域の人事委員会の勧告を参考として対応。その場合、広域の給与勧告に関して、広域が現在大阪市域で行っている調査を実施する事務が増加する可能性。
		35	人事委員会の設置(調査関係事務・法人格付与法)	法人格付与に係る職員団体の規約の認証等:法 人格の付与に係る非登録職員団体から申請に 基づ、規約の認証及び認証の取消し等や登録職 員団体からの法人となる旨の申出受理を行って いる。	行政委員会 事務局	法令	政令市		0.1	0				職員の任用(採用・昇任等)・勤務条件に関する事務は、基本的に各地方公共団体が実施すべき事務であり、各特別区で実施。 各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置。他方、人事委員会(一部事務組合による共同処理等)を設置し、その後、各区において人事給与制度を構築することも考えられる。公平委員会設置の場合、特別区における給与動務条件の設定は、他の市町村の例を踏まえ、人事院や広域の人事委員会の勧告を参考として対応。
4	財政運営	36	財務業務	·予算の編成、配当及び執行並びに決算説明書 の調製など本市財政運営に関する事務	財政局	法令	一般市		28.9	27,948,501				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		37	財政調査業務	・中期収支概算改訂などの本市財政計画及び健 全化判断比率の算定などの財政調査に関する 事務 ・新地方公会計制度に基づ〈財務書類4表などの 財務情報の開示	財政局	法令	一般市		10.5	1,989				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		38	起債業務 (公債費会計)	・市債の発行・借入及び元利金の償還に関する 事務	財政局	法令	一般市		5.4	1,811,451				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		39	資金及び蓄積基金管理業務 (公債費会計)	·全会計(交通·水道·病院所管会計を除く)の資金計画及び資金管理(一時借入及び運用)·蓄積基金の管理・連用	財政局	法令	一般市		4.0	7,818				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務				事務の概要		事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費] [*	事務分担案 特別区		
区分番号	事務区分	No.	事務の名称		所属	種別	特例等	権限の内容	人 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
		40	税制企画業務	・地方分権や新たな大都市財政の実態に即応する税制の確立を実現するための税制に関する企画、調査、研究並びに税制改正等要望活動	財政局	法令	一般市		3.5	456	6				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		41	市税等予算決算業務	・市税及び市税外収入(譲与税・交付金)の予算 及び決算に関する事務	財政局	法令	一般市		3.5	78	3				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
5	財政運営(交付税・公債費)	42	交付税業務	・地方交付税について、算定及び国への意見提 出に関する事務	財政局	法令	一般市		1.5	C)				地方交付税の算定については、特別区全域を 一の市町村とみなして算定する特例がとられて おり、さらに、広域の算定と合算したうえで交付さ れるため、広域で実施。
		43	一般会計公債費	・市債の発行・借入及び元利金の償還に関する 事務	財政局	法令	一般 市		0.0	235,844,048	3				公債関係事務については、債権者保護を最優 先し、一元化して承継・償還するため、広域で実 施。
6	税務	44	務業務	·文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、 庁舎管理業務、計理業務、徵税費に係る予算決 算業務、契約·管財業務、人事·給与·福利厚生 関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税 教育、照会回答事務	財政局	任意			16.0	153,841	1				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		45		·文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、 庁舎管理業務、計理業務、徴税費に係る予算決 算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生 関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税 教育、照会回答事務	財政局	任意			39.0	641,535	5				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		46	市税の賦課徴収に関する調査及び企画業務(個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・市税の賦課徴収に関する調査及び企画	財政局	法令	一般 市		27.0	177,203	3				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。
		47	市税の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務 (個人住民税、軽自動車税及び たばこ税関係)	・市税の不服申立に関する事務・市税条例や規則に係る改廃に関する事務・税務事務についての監査事務	財政局	法令	一般市		4.0	C)				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。
		48	市民税、固定資産税等賦課徴収業務(市税事務所:個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・個人住民税、軽自動車税及びたばこ税に係る 賦課徴収業務	財政局	法令	一般市		410.0	637,520)				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。

實際				事務の概要		富政	大都市	その他	執行 体制	総	李業費	1	事務分担 特別	案 別区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称		所属	事務 の 種別	特例等	権限の内容	人正 員規)	八	件費除〈】	広域	各区	連携	考え方
		49	市税の収入管理業務(市税事務 所:個人住民税、軽自動車税及 びたばこ税関係)	・市税の調定額及び収入額の管理・督促状の発送、過誤納金の充当や還付手続きに関する事務・口座振替の加入促進などの納税奨励に関する事務	財政局	法令	一般市		20.	0	446,972				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。
		50	市税に関する各種証明書発行、 申告受付、税務相談業務(市税 事務所:個人住民税、軽自動車 税及びたばこ税関係)	・市税に関する各種証明書発行業務、申告受付業務、税務相談事務(市税事務所)、納税貯蓄組合設立届等の受付事務等	財政局	法令	一般市		32.	0	74,012				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。
		51	税務事務システムの運用保守に 関する業務(個人住民税、軽自 動車税及びたばこ税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意			20.	0	1,838,419			— 組	個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するが、税務事務システムを含む住民 情報系7システムについては、移行時において は、一部事務組合等で共通システムとして共有。
		52	区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する業務(区:個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・区役所において行う市税に関する各種証明書 の発行、収納に関する事務	財政局	法令	一般市		0.	0	17,172				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。
		53	未収金対策推進·未収債権滞納 整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じての、各局での取り組みに対する総括的な指導や進捗管理・各局での対応が困難な高額事案などの未収債権の集約及び短期間での集中的回収	財政局	任意			18.	0	42,847				主に地方税の徴収ではなく、国民健康保険料 や保育料等の特別区が実施する徴収金の滞納 対策であるため、各特別区で実施。
		54	市税の滞納整理業務(高額難件:個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・地方税法に基づ(徴収金に係る滞納整理事務 (一定滞納税額以上の滞納者に対する特別対策 チーム)	財政局	法令	一般市		6.	0	171,569				個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別 区で課税するため、各特別区で実施。
7	税務(固定資産税等)	55	市税の賦課徴収に関する調査及 び企画業務(法人住民税、固定 資産税、特別土地保有税、都市 計画税及び事業所税関係)	・市税の賦課徴収に関する調査及び企画	財政局	法令	一般市		40.	0	37,590				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
		56	市税の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務 (法人住民税、固定資産税、特別 土地保有税、都市計画税及び事業所税関係)	・税の不服申立についての処理・固定資産評価 審査委員会事務局に関する事務・税条例や規則 に係る改廃に関する事務・税務事務についての 監査事務	財政局	法令	一般市		5.	0	9,641				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
		57	市民税。固定資産税等賦課徴収 業務(市税事務所:法人住民税。 固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税関係)	・法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都 市計画税及び事業所税に係る賦課徴収業務	財政局	法令	一般市		374.	0	135,232				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。

							大都	『 その他	執行体制		業費	*	務分担特別	案 別区	考え方
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	権限の内容	人正 員規	【人件數	遺除く】	広域	各区		
		58	所:法人住民税、固定資産税、特	・市税の調定額及び収入額の管理・督促状の発送、過誤納金の充当や還付手続きに関する事務・口座振替の加入促進などの納税奨励に関する事務	財政局	法令	一般市		17	0 3	380,754				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
		59	市税に関する各種証明書発行、 申告受付、税務相談業務(市税 事務所:法人住民税、固定資産 税、特別土地保有税、都市計画 税及び事業所税関係)	・市税に関する各種証明書発行業務、申告受付 業務、税務相談事務(市税事務所)等の受付事 務等	財政局	法令	一般市		3	0	8,223				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
		60	税務事務システムの運用保守に 関する業務(法人住民税、固定 資産税、特別土地保有税、都市 計画税及び事業所税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意			12	0 2,1	54,547				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
		61	区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する業務(区:法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税関係)	・区役所において行う市税に関する各種証明書 の発行、収納に関する事務	財政局	法令	一般市		0	0	1,908				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
		62	市税の滞納整理業務(高額難件:法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税関係)	・地方税法に基づ〈徴収金に係る滞納整理事務 (一定滞納税額以上の滞納者に対する特別対策 チーム)	財政局	法令	一般市		2	0	48,957				法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、 都市計画税及び事業所税を調整財源等として、 広域自治体で課税するため、広域で実施。
	会計·資金管理 等	63	国有資産等所在市町村交付金 の請求関係業務	·国有資産等所在市町村交付金の請求、国有資産台帳価格等に係る国・地方公共団体からの照会回答、価格等の修正申出	財政局	法令	一般市		2	0	0				国有資産等所在市町村交付金の事務は、固 定資産税の事務とあわせて広域で実施。
8		64	財務会計システムの管理及び運 営業務	財務会計システムの安定した運用を確保するため、維持管理を行うとともに、平成26年度に試行予定の新公会計システムの開発をすすめ、更なる会計事務の高度化、効率化への取組を行っている。	会計室	任意			7	0 6	601,123				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		65	務	・実地において帳簿や出納証拠書類等を調査 し、適切な事務処理を指導するために出納員、 医会計管理者等に対する会計実地調査を行う。 ・新任出納員、区会計管理者等を対象とした「審 査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務 担当者研修」を毎年度実施。	会計室	任意			5	0	30				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。

事務						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費	lF	*	務分担 特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定 員規)	【人件費除〈】	ı	広域	各区	連携	考え方
		66	統括用品及び物品関係業務	・各所属が共通使用する物品(統括用品)を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、請求に応じて払出し、購入価格を安価に抑えている。 ・総務局と協働で共通物品の集中処理を実施し、全市で使用するコピー用紙等の直送を開始。	会計室	任意			2.7	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		67	小口支払基金関係業務	・小口の物品購入その他小額の経費の支払を円滑に行うため小口支払基金が設定されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ・小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求め、基金を適正に管理。	会計室	任意			1.6	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		68	現金及び有価証券の出納及び 保管業務	・歳入歳出予算等の執行に伴う現金及び有価証券の出納保管。 ・各所属が財務会計システムに登録した支出命令書の支払データ等と指定金融機関が把握している収支金額と照合等行っている。	会計室	法令	一般市		3.7	42					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		69	現金及び財産の記録管理及び 決算の調製業務	・収支現金の執行実績の記録を正確に把握し、 日々の収支管理や、月々の収支管理を行い、決算を調製し、市長へ提出する。 ・局長等から報告を受けたその所管に属する財産の状況を把握し、決算の付属書類の「財産に関する調書」を作成等	会計室	法令	一般市		2.5	0					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		70	支出負担行為の確認事務	・支出の際、支出命令情報に基づき、局等の出納員及び区会計管理者が支出負担行為を確認等	会計室	法令	一般市		6.7	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		71	債権者登録事務	・口座支払を円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤り等を防止する。	会計室	任意			0.3	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		72	金融機関関係業務	・地方自治法の規定に基づき、指定金融機関、 指定代理金融機関、収納代理金融機関を指定 し、本市の公金を取扱わせるため、本市と金融機 関間で公金取扱契約を行う。 ・指定(代理)金融機関か5公金担保を徴する。	会計室	法令	一般市		1.7	101,844					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。

* 75						* 75	大都	7.0 M	執体	行制	総事業費	#	務分担特別	·案	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	員	(正規)	【人件費除〈】	広域	各区		考え方
		73	関係業務	・収支計画を把握し、日々、指定金融機関及び財政局財源課と調整し、支払準備金を確保する。また、当日資金の収支状況を指定金融機関から報告を受け、翌日以降の資金管理に反映等	会計室	法令	一般市			2.1	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
9	契約	74	工事契約業務	·各所属長に委任された権限を除く工事その他請 負契約の締結に関する事務 ·入札参加資格審査に関する事務	契約管財局	法令	一般市			17.9	12,241				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		75	公共工事の入札及び契約の適 正化の促進に関する業務	・公共工事の入札及び契約の過程に関する事項等を公表 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律に違反する行為があると疑うに足る事実が あるときは公正取引委員会に通知 ・建設業法に違反する行為があると疑うに足る事 実があるときは主務大臣等に通知	契約管財局	法令	一般市			0.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		76	公共工事の品質確保の促進に 関する業務	・公共工事の品質の確保と不良不適格業者の排除に向けた入札参加者の技術的能力の審査に 関する業務	契約管財局	法令	一般市			0.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		77	物品等契約業務	·各所属長に委任された権限を除〈工事以外の 請負及び不動産を除〈物件の買入れ·売払い・借 入れ契約の締結並びに業務委託の入札に関す る事務 ·入札参加資格審査に関する事務	契約管財局	法令	一般市			18.1	9,685				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		78	指定管理者制度業務	・指定管理者制度の企画及び調査並びに適正な 運用を図るための連絡調整	契約管財局	法令	一般市			1.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		79	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る ・著しい低価格入札や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下等に向けた対策を実施 ・府警と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施	契約管財局	任意				11.0	20,330				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

							大都		幸	執行 本制	総事業費	*	務分担	案 別区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	,	(正 ■規)	【人件費除〈】	広域	各区		考え方
		80	電子調達システム改修・保守運 用業務	・電子調達システムは、発注予定・入札結果等の情報や事業者の入札に係る手続きをインターネットを介することで、透明性を確保しつつ公正性と競争性を確保、業務効率化を図るもの。・本件はこのシステムの改修業務を行うものである。	契約管財局	任意				1.8	272,993				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
10	管財	81	管財業務	公有財産(有価証券及び出資による権利を除 〈。)の調査及び管理、処分等に係る連絡調整並 びに公有財産台帳の管理に関すること、普通財 産の管理、転用及び処分に関すること、不法建 造物等処理対策委員会に関することなど。	契約管財局	法令	一般市			37.5	184,686				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 不法建造物等処理対策委員会関する事務は、 H24年度で廃止。
		82	市有地活用支援システム改修・保守運用業務	市有地活用支援システムは、地図情報を活用して財産台帳をはじめとする公有財産に係る各種台帳の一元化・共有化と、市有地の有効活用のための未利用地情報や都市計画情報等の収集、整理及び連携を図ることにより、事務処理の効率化、迅速化を図っている。	契約管財局	任意				1.5	10,567				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		83	市有地の有効活用	・公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 ・また、大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行り、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。	都市計画局	任意				1.6	0				行政財産の管理・処分にかかる事務であり、 各特別区で実施。
		84	市有不動産の管理・処分にかか る測量業務	市有地の適正管理・売却に伴う境界確定測量を 行うとともに、市民からの市有地境界明示申請に よる境界明示、証明書発行業務。	建設局	任意				38.8	0				行政財産の管理・処分にかかる事務であり、 各特別区で実施。
		85		庁舎内及び周辺の警備、庁舎内清掃業務や各種設備機器の点検、修理業務を行うとともに、玄関ホールを活用したイベント実施や、行政財産の目的外使用許可や広告事業による収入確保を行っている。	人事室 総務局	任意				10.8	707,501				庁舎の所在区において管理を実施。
11	用地取得·補償	86		物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した、土地価格と補償金について、職員が審査を行うとともに、外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意				19.5	4,345				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。

							大都	- N	ſ	執行 体制	総事業費	#	務分担特別	案 別区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容		人正 員規)	[人件費除〈]	広域	各区		考え方
		87	土地収用業務	任意契約による取得ができない場合に、一定の要件に基づいて土地収用法の手続きをとることにより、土地所有者や関係人に正当な補償を行ったうえで、土地を取得する。	契約管財局	法令	一般市			5.0	1,444				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		88	用地取得及び補償業務	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明 し関係権利者の方々の理解と協力を得ながら、 適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得す る。	契約管財局	任意				33.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		89	物件調查業務	取得する土地の上に存する建物·工作物等の調査と補償金の算定を行う。	契約管財局	任意				8.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
12	用地先行取得	90	監理団体調整業務	・土地先行取得事業会計に係る起債償還等の経 理業務	契約管財局	任意				0.0	1,654,024	調	整	中	新たな大都市制度移行時の土地先行取得事 業会計の整理方法に合わせ整理。
		91	都市開発資金事業	・用地取得事務:道路・公園等の都市基盤施設整備や将来の公共施設等の立地に適した用地を、都市整備事業等の事業化に先立ち取得する。・用地管理事務:ネットフェンス工事、草刈清掃等の実施による維持管理および行政財産として使用許可等による暫定活用を図る。、用地処分事務:事業同における事業進捗状況にあわせて用地繰戻し(管理替え)を行う。 25年度末都市開発資金(借入)現在高見込み:37百万円別途一般会計からの繰入金(借入・翌年度に返済)あり(25当初245億円)	都市計画局	法令	一般市			1.0	24,428,587	研	整	中	新たな大都市制度移行時の土地先行取得事 業会計の整理方法に合わせ整理。
		92	公共用地先行取得事業	・用地取得事務:道路・公園等の都市基盤施設整備や将来の公共施設等の立地に適した用地を、都市整備事業等の事業化に先立ち取得する。・用地管理事務:ネットフェンス工事、草刈清掃等の実施による維持管理および行政財産として使用許可等による暫定活用を図る。・用地処分事務:事業局における事業進捗状況にあわせて用地繰戻し(管理替え)を行う。 25年度未公共用地先行取得事業債(借入)現在高見込み:2,564億円別途一般会計からの繰入金(借入・翌年度に返済)あり(25当初489億円)	都市計画局	任意				1.4	17,365,743	調	整	中	新たな大都市制度移行時の土地先行取得事 業会計の整理方法に合わせ整理。

							大都		執行体制	総事業費	1 F	事	務分担	案 別区] [
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人正 員規)	【人件費除〈】	Ľ	広域	各区	連携		考え方
		93	公共用地先行取得事務	·都市計画道路等の整備にかかる事業用地取得 事務	建設局	任意			0.0	12,607,003	3	調	整	中		新たな大都市制度移行時の土地先行取得事 業会計の整理方法に合わせ整理。
13	市設建築物管理	94	市設建築物等の工事に係る検査	工事請負契約書に基づき、局で発注する市設 建築物の品質確保の確認のため、工事検査を実 施するともに、工事成績評定の通知、公表を行 う。また、検査結果に基づき、工事監理を担当す る監督職員への指導を行う。	都市整備局	任意			6.0	0)					各地方公共団体の設置する建築物に関する 内部管理事務であり、各特別区で実施。
		95	市設建築物建設整備事業	・本事業は、各局からの依頼を受けて、市設建築物の建設、整備等に関して、設計及び施工等の業務を行うものである。・業務実施にあたっては、コスト縮減を図りつつ、耐震化等による防災性の向上やコニパーサルデザインへの対応、建設リサイクルの推進や長期利活用により建物のライフサイクルにおける環境負荷の低減等による地球環境への配慮といった公共建築物に求められる性能を確保するための取組みを進めている。・さらに、本市の建築技術の取りまとめとして、指針や仕様書等の策定など建築情報の収集、管理、及び各局に対する技術的協力・指導を行っている。	都市整備局	任意			89	2 440,724	1					各地方公共団体の設置する建築物に関する 内部管理事務であり、各特別区で実施。
		96	事務	市設建築物の安全性や長期利活用にかかる緊急予防保全システムを実施するとともに、「大阪市公共建築物保全連絡会」を活用して、保全管運技術や環境技術、法改正などの情報提供や活力な維持管理について技術的な指導・助言を行っている。自家用電気工作物については、電気保全体制を確保し、適切な維持・管理の推進を行っている。自家用電気工作物については、電気保全体制を確保し、適切な維持・管理の推進を行っている。自家保管、自動なをでした。一方、市設建築物ストックは約1600万㎡と膨大な量となっており、維持管理経費や改修費が本・市財政の大きな負担となっているとともに、今後、老朽化等による施設整備費の増大が予想であるデータで、スを構築し、全が把握った。そのため、市設建築物の全体像が把握点から整備や管理についてマネジメントし、ストックの総合的な有効活用を図っており、具体的には市設建築物の長期利活用、管理運営の効率化なら整備やで自動に対しまで、新規施設整備の加制、市設建築物の長期利活用、管理運営の効率化なに取り組んでいる。また、市設建築物の「基本、財産、管理運営の対象では、電力、運用改善による省エネルギーの使用の合理化に関する法律、に基づき、市長部局の全ての施設について、省エネルギー化推進体制を確立し、全庁的な省エネルギー化を推進している。	都市整備局	任意			15.	3 5,000	þ					各地方公共団体の設置する建築物に関する 内部管理事務であり、各特別区で判断の上実 施。

							大都	7 o h	執行体制	i	総事業費	F	事	務分担 特別	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人正 員規)	L	人件費除〈】	I.	5域	各区	考え方
		97	PFi導入検討支援事務	事業者選定及び事業推進に関して学識経験者から意見聴取を行うための会議を計画調整局が事務局となって開催し、事業実施部局とともに課題の抽出とその解決を図りながら、具体的なPFI事業の実現に向けた事務運営を行うとともに、他都市の事例や国の動向等に関する情報収集や各局への情報提供を行い、事業実施部局によるPFI導入検討を支援していく。	経済戦略局	法令	一般市		(0.2	1,093				施設の整備、運営に関する事務であり、各特 別区で判断の上実施。
14	市境界画定	98	あらたに生じた土地の確認に関する事務	・地方自治法第9条の5に基づき、市内にあらたに土地が生じたときに、議会の議決を経て、告示を行い、府等に通知を行う。	港湾局	法令	都道府県		0	0.0	0				地方自治法に基づ〈手続事務であり、事務の 簡素化・迅速化の観点から各特別区で実施。 大阪府では、特例条例により12市町に権限移 譲済み。
15	統計調査	99	統計調査推進事業	・国などに対して各種統計調査を取り巻く環境整備の要望を行う。 ・調査で得られた統計結果をホームページ等で公表するなど利用しやすい情報の提供を行う。 ・市民、市職員、各種団体、企業、学術研究機関を対象に各種企画検討の基礎データとして、大阪市統計書を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。 ・統計調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。 ・多年にわたり統計調査員として調査に従事し、 功労のあった方へ感謝の意を表するため市長感謝状の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。	都市計画局	任意			5	5.8	3,745				統計調査の具体的な事務の事務分担に合わ せ、各特別区で判断の上実施。
		100	統計解析(基礎自治体分)	・各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。 ・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。	都市計画局	任意			1	.2	6,252				各地方公共団体の各種行政施策の企画立案 に必要な事務であり、各特別区内の分析につい ては各特別区で判断の上実施。
		101	国勢調査等基幹統計調査	次に示す事項に関して、大阪府・各区役所との連絡調整及び調査業務のとりまとめを行う。 ・統計調査員等の推薦、調査実施上の指導、証票の交付、報酬及び費用の交付に関する事務・調査票の配布、取集、審査、必要な事項の記入・必要物品等の送付・広報に関する事務・実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 学校基本調査、経済センサス、 基礎調査、 国勢調査調査区設定、全国消費実態調査、工業統計調査、 関本業センサス、 商業統計調査、 国勢調査調査区設定、全国消費実態調査、工業統計調査、 展林業センサス、 商業統計調査、 国勢調査第次試験調査、 経済センサス 活動調査第2次試験調査、 経済センサス 活動調査、経済センサス 調査区管理	都市計画局	法令	一般市		5	.8	88,062				統計調査の具体的な事務は、住民・事業所等の協力を得ながら行う必要があり、住民・事業所等に身近な各特別区で実施。

									執行	Ŧ	411 114		事務分	担案	ŧ	
事務						事務	大都市	その他	執行 体制	ı	総事業費		#	寺別	X	
番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の 内容	人 員 類 第	見	【人件費除〈】	広場	各区	Z j	連携	考え方
16	政策企画	102	総合的かつ基本的な政策の企 画・調査・調整	・社会経済状況の変化を的確に捉え、かつ、市民 目線に立った政策の企画立案 ・市長の方針に基づく重要施策の実現に向けた 調査及び総合調整	政策企画室	任意			22	2.0	27,795					各地方公共団体の基本的な政策の企画立案・ 調整であり、各特別区で実施。
		103	総合計画の進行管理	・総合計画の進行管理 ・大阪市総合計画審議会の運営(24年11月から 休止)	政策企画室	任意			C	0.6	561					各地方公共団体の基本的な政策の企画立案・ 調整であり、各特別区で実施。
17	広聴広報	104	市民情報プラザの運営	・行政諸活動に関する情報提供や説明の場として、ワンストップで行政情報を市民に提供することを目的とする。 ・行政情報(行政資料に関すること、各種イベント情報など)に関する問合せに回答するほか、各局等で作成・配布しているパンフレット・チラシなどを収集・提供する。 市民情報プラザは本庁1階南人口付近に設置	人事室総務局	任意			C	0.0	6,870					住民に身近な情報をニーズに応じて発信する 事務であり、住民への情報提供機能のあり方や ふさわいい方法を住民に身近な各特別区で判断 の上実施。
		105	広報関係事務	・目的 市政情報の広報 ・サービスの対象者 市内居住者、昼間市民、市外居住者、事業者等 ・主な事務: おおさか掲示板(区広報紙のなかの市政情報 部分)の発行や、市ホームページ・携帯端末向けホームページの運用管理、広報の一元化(各所属の広報関係予算の審査等)など	政策企画室	任意			18	3.0	240,334					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため各特別区で実施。
		106	報道関係事務	大阪市政記者クラブ(21社加盟)をはじめとする 報道機関等への市政情報の提供	政策企画室	任意			7	7.0	26,841					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため各特別区で実施。

第 24						**************************************	大都	7.O.W	執行 体制	総事業費		事務	分担第 特別		
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人正 員規)	【人件費除〈】	広	R a	F X	連携	考え方
		107	広聴関係事務	・市民から寄せられる市政に対する意見、要望などを「市民の声」として対応し、的確に市民ニーズを把握するとともに、原則全件ホームページ上に公表する。 ・大阪市の計画等の策定過程において、案の段階で広(公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う。 ・大阪市の様々なが実施で、なにわコール・のほか、よくある質問FAQのインターネット上での公開による市政情報の提供、区役所・市役所は大きで、大阪市の様々なにかるの公開による市政情報の提供、区役所・市役所が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	政策企画室	任意			11.0	181,937					住民ニーズの把握は施策を実施する各特別 区で実施。 住民からの問い合わせへの対応は身近な各 特別区で実施。
	秘書·褒章·表 彰等	108	市長副市長秘書業務	市長・副市長のトップマネジメントが十分機能するよう、執務を円滑にするための日程調整や関係先との連絡調整、情報収集、来客の接遇などの秘書業務を実施する。	政策企画室	任意			10.1	84,740					各地方公共団体において実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		109	寄付者待遇等表彰関連事務	市長表彰や寄附収受の際の待遇等にかかる事務に関して、大阪市として統一した対応が要求される。寄附者待遇に関しては、大阪市寄附者待遇規則の定めるところにより、当室で一括して寄附をした個人、又は団体に対し感謝状等を贈呈し、また高額寄附者には併せて記念品を贈呈している。	政策企画室	任意			1.3	336					各地方公共団体において実施すべき事務であるため各特別区で判断の上実施。
		110	勲章·褒章関係事務	国の褒章条例、栄典事務の手引きの定めるところにより、勲章・褒章の上申・伝達を行っている。	政策企画室	法令	一般市		0.0	O					現在、他の市町村の上申・伝達のとりまとめは 府が実施しており、各特別区においては推薦事 務のみとなるので、各特別区で実施。
19	ふるさと寄附金	111	ふるさと納税制度に関する事務	・全市的なふるさと納税全般に関する業務(パンフレット、HPによる全市的な広報及び電子申請、クレジット納付による寄附受付)・「元気づくり基金」に関する寄附収受及び基金管理	政策企画室	任意			1.4	1,545					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため各特別区で判断の上実施。

							大都	3 - N	執行体制	総事業費		ij.	務分担特別	·案 引区] [
事務 区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容	人正 員規)	【人件費除〈】		広域		連携		考え方
20	情報公開·個人 情報保護			・本市の説明責任を全うするとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。												
				・公開請求の受付を行う。											Ш	
				·各種のマニュアル等を整備・活用し、公開請求 に対する決定内容に関して各所属への助言・指 導等を行い、情報公開の徹底を図る。	1 事 中											なおよい共団体にもいて中枢するを重視です。
		112	情報公開関係事務	・情報公開審査会(情報公開制度の運用、公開 請求に対する決定内容への不服申立てに関し、 諮問を受けて審議を行う。)の運営に関する事務 を行う。	人事室 総務局	任意			4.5	5,761	1					各地方公共団体において実施すべき事務であるため各特別区で判断の上実施。
				・市政情報の提供及び公表について、各所属へ の助言・指導を行う。												
				·(特定歴史公文書等の利用請求に対する決定 等の業務(総務局所管分)を一部含む)												
				・市民の基本的人権を擁護するとともに、市政の 適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。												
				・開示請求等の受付を行う。											Ш	
		440	(ロ) 4まわに性間に中で	・各種のマニュアル等を整備・活用し、開示請求 等に対する決定内容に関して各所属への助言・ 指導等を行い、個人情報保護の徹底を図る。	人事室	/ 李			4.5	0.000						各地方公共団体において実施すべき事務であ
		113	個人情報保護関係事務	・個人情報保護審議会(個人情報保護制度の運用、開示請求等に対する決定内容への不服申立て並びに個人情報の目的外利用及び電子計算機処理等に関し、諮問を受けて審議を行う。)の運営に関する事務を行う。	総務局	任意			4.5	3,206						るため各特別区で判断の上実施。
				・個人情報の取扱いについて、各所属への助言・ 指導を行う。												
21	文書管理	114	公文書館運営事業	・公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく 歴史的文化的にも貴重な資料、これら公文書等 を適正に保存し、広く一般の利用に供することを 目的として公文書館を設置・遺営・(歴史公文書 の収集・保存・利用等に係るもの)	人事室 総務局	法令	一般市		0.0	49,304						各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		115	公文書館運営事業	・公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく 歴史的文化的にも貴重な資料、これら公文書等 を適正に保存し、広く一般の利用に供することを 目的として公文書館を設置・運営。(行政刊行物 の収集・保存・利用等に係るもの)	人事室 総務局	任意			0.0	3,706						各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。

							大都	N	Γ	執行 体制	総事業費	#	務分担特別	·案	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	特例等	その他 権限の 内容		人正 員規)	[人件費除〈]	広域	各区		考え方
		116	文書管理システム運用保守事務	・本市事務の基本となる文書について、作成・収受から、起案、決裁等を経て、保存・廃棄に至るまでの一連のライフサイクルを対象とし、電子的に管理するシステムを管理・運用している。	人事室 総務局	任意				1.8	239,591				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		117	文書管理事務	・「大阪市公文書管理条例」を制定し、適正な公 文書の管理に努めている。 ・本市で使用する各種公印の管理ルールを定 め、新調・廃止に関して各所属と協議するととも に、各所属における公印管理状況を調査し、改 善のために必要な指導を行っている。	人事室 総務局	任意				4.8	1,124				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		118	文書交換所事務	・本庁舎と分庁舎・区役所・事業所等の間に文書 通送車を運行し、文書の通送と交換を実施 ・大阪府庁、大阪府警との文書交換を実施 ・本庁舎から発送する後納郵便物の料金計算、 発送を集中処理 ・本庁舎宛てに送付される郵便物を一括収受し、 各所属に配付	人事室 総務局	任意				4.4	23,416				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
2	2 訴訟	119	新 斯車教	本市及び本市の機関を当事者とする訴訟、調停、仮処分等の事件(他の所管に属するものを除く。)について、弁護士の選任、所管局との法的検討、弁護士との間の連絡調整その他争訟事件の処理を行う。また、本市の機関が処分庁となる重要な不服申立てのとりまとめ業務を行う。	人事室 総務局	任意				5.0	33,980	調	整	中	個々の訴訟ごとに判断
2	3 法務	120	们以于 統争務	大阪市行政手続条例に基づき、審査基準、不利	人事室 総務局	任意				0.8	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		121	法規事務	法令の制定改廃、新規事業の実施等に伴い、本 市における行政執行の基準となる条例、規則等 の各種規程を適宜整備するほか、各所管業務に おける法律問題に係る調査、検討を行う。 また、各所属の法務能力の向上のため、各種研 修を実施している。	人事室 総務局	任意				6.0	5,617				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		122	例規追録発行事務	本市の条例、規則、達その他の規程及び一部の 告示を収録する大阪市例規の追録を発行するほか、これをデータベース化した例規データベース をホームページを通じて市民等が容易に閲覧・検索できるようにする。	人事室 総務局	任意				0.4	9,642				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。

富敬						事務	大都市	その他	執行 体制		総事業費	F	事	務分担 特別	! 案 引区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所屬	番別	特例等	権限の内容	人 員規)		人件費除〈]	ı	広域	各区	連携	考え方
		123	公報事務	公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の 規程及び公表を要する告示・公告を登載する大 阪市公報を毎週金曜日に発行する。	人事室 総務局	任意			1.	.0	3,000					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		124	公益通報制度関係事務(法に基 づくもの)	公益通報者保護法等に基づき、外部(民間事業者)の労働者から、法令違反行為について処分 又は勧告等を行う権限のある行政機関としての 本市に対する通報を受け付け、必要に応じて事 実調査を行い、調査結果に応じて事業者に対す る措置を講じることにより、コンプライアンスの推 進を図る。	人事室 総務局	法令	一般市		0.	.1	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		125	公益通報制度関係事務(条例に 基づくもの)	本市職員等の違法又は不適正な行為について、 広(通報を受け付け、大阪市公正職務審査委員 会の指示の下事実調査を行い、調査結果に応じ て改善措置を講じることにより、本市におけるコ ンプライアンスの推進を図る。	人事室 総務局	任意			7	.9	13,474					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		126	内部統制制度等関係事務	・内部監察、リーガルサポーターズ制度などの諸制度の運用、全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施等を通じて、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。 ・市長の補助機関を代表して、監査報告書の受領など、監査委員との連絡調整事務を行っている。	人事室 総務局	任意			3.	.9	17,764					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
24	外部監査制度	127	外部監査制度関係事務	適正な予算執行の確保及び監査機能の充実強 化等を目的として、弁護士、公認会計士などの外 部の専門的知識を有する者(外部監査人)と包括 外部監査契約を締結し、外部監査人による監査 を受ける。	人事室 総務局	法令	中核市		1.	.0	15,128					政令市、中核市は義務、一般市町村において は条例を定めることにより実施可能な任意事務 であるため、各特別区で判断の上実施。
		128	外部監査制度関係事務(個別外 部監査)	通常、監査委員が行うこととされている住民、議会又は長からの請求又は要求に基づ、監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約を締結することができることを条例により定める地方公共団体について、弁護士、公認会計士などの外部の専門的知識を有する者と契約を締結し、外部監査人による監査を受ける。	人事室 総務局	法令	一般市		0.	.1	0					各地方公共団体において条例を定めることに より実施可能な任意事務であるため、各特別区 で判断の上実施。

事務						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担 特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定員規	【人件費除〈	1	広域	各区	連携	考え方
25	監	129	監査委員の監査に関する事務	財務監査(定期監査及び随時監査)及び行政 監査 市の財務に関する事務の執行及び市の経営 に係る事業の管理について監査。定期監査と随 時監査とがある、事務部門と技術部門とに区分し てそれぞれ実施、行政監査は、合規性、合理性 に加えて、経済性・効率性、有効性といった観点 から実施するもので、市においては、原則として 財務監査の全てについて併行実施 決算審査(一般会計等) 市長から審査に付された決算書等について、 審査し意見を提出、基金の運用状況審査は、市 長から審査に付された定額基金の運用状況につ いて、審査り意見を提出。 例月出納検査 会計管理者及び企業管理者の取り扱う現金 (現金・有価証券)の出納及び支出命令書(支払 伝票)等の証ひょう書類について検査。 住民監査請求監査 住民が監査委員に対し、監査を請求した場合 等に監査を実施。結果を請求人に通知し、公表。	行政委員会 事務局	法令	一般市		29.2	30,48	3			共同	監査機能は、ガパナンス等の観点から、本来各地方公共団体で実施すべき事務であるが、専門性や効率性の確保とりわけ、市民目線で行政を監視するためには独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		130	監査委員の監査に関する事務 (地方公営企業法)	決算審査(公営、準公営) 市長から審査に付された決算書等について、 審査し意見を提出。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		2.7		0			共同	監査機能は、ガバナンス等の観点から、本来 各地方公共団体で実施すべき事務であるが、専 門性や効率性の確保、とりわけ、市民目線で行 政を監視するためには独立性の確保が重要であ ることから、共同設置。 なお、当該特別区が公営・準公営企業会計を 持たない場合は事務が発生しない。
		131	(地方公共団体の財政の健全化 に関する法律)	健全化判断比率の審査、資金不足比率の審査 査 市長から審査に付された健全化判断比率及び 資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事 項を記載した書類について、審査し意見を提出。	行政委員会 事務局	法令	一般市		0.9		0			共同	監査機能は、ガパナンス等の観点から、本来 各地方公共団体で実施すべき事務であるが、専 門性や効率性の確保、とりわけ、市民目線で行 政を監視するためには独立性の確保が重要であ ることから、共同設置。
		132	外部監査人の監査に関する事務	個別外部監査契約の監査に係る調整 監査委員の監査の代替として、地方公共団体 の組織に属さない外部の専門的な知識を有する 者(弁護士、公認会計士、監査若しくは財務に関 する行政事務の精通者、松理士)から契約により 監査を受けるもの、外部監査人への協力、監査 結果の公表等の事務については、監査部が所 掌。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0		0			共同	監査機能は、ガパナンス等の観点から、本来 各地方公共団体で実施すべき事務であるが、専 門性や効率性の確保、とりわけ、市民目線で行 政を監視するためには独立性の確保が重要であ ることから、共同設置。
26	外郭団体・出資 法人等の監理 等 (広域)	133	特定団体の再建監理等	特定調停が成立した(株)湊町開発センター (MDC)、アジア太平洋トレードセンター(株) (ATC)及びクリスタ長堀(株)の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体 経営監視会議」での意見又は助言を求めなが 5、所管局との連絡調整及び指導を行う。	市政改革室	任意			1.3	30	5				特定調停に係る事務は、債務承継先である広 域で実施。

									‡	執行 本制	総事業費] [*	務分担		
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	,	(正 規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
27	所管法人の監 理	134	本市における外郭団体に関する 改革、外郭団体及び出資法人へ の経営監理の企画立案・総括業 務	・外郭団体への委託事業見直しや団体の統廃合・再編など外郭団体の改革・外郭団体の経営改善など重要な事項について調査・審議・上記について外郭団体評価会議を活用し、各局に対し指導・調整を行い、外郭団体の監理業務を総括	人事室 総務局	任意				5.8	7,420					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		135	地方自治法に基づく出資法人等 への経営状況調査及び市会報 告事務	・市が資本金等を50%以上出資若しくは資本金等相当額の50%以上債務負担している法人について、予算の適正な執行を確保するため調査等を実施・当該法人の経営状況を毎年度市会に報告	人事室 総務局	法令	一般市			1.0	125					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		136	第三セクター等の状況に関する 調査事務	・第三セクター等の基礎的事項、役職員及び財務等に関する調査 ・破たん法人及び統廃合等に関する調査	人事室 総務局	要綱等	一般市			0.2	0					各地方公共団体で実施すべき事務であるため 各特別区で判断の上実施。 現在は大阪市から直接総務省に回答している が、各特別区の回答を府が集約して回答するこ ととなる。
28	審議会	137	審議会事務	行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図る ため、審議会等の設置及び運営の適正化を図 る。	人事室 総務局	任意				0.8	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
29	市政改革	138	市政改革の推進	「市政改革プラン」に掲げた取組の実現に向け、区・局運営方針のPDCAサイクルを通じて各区役所・局に対する指導・調整を行い、着実な進捗を図る。	市政改革室	任意				40.4	32,120					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
30	システム管理 運営	139	業務・システム最適化支援事業 (H23次世代IT基盤整備構築業 務含む)	・基幹系システムはシステムの肥大化・技術的な 陳腐化などにより稼働停止の危惧が生じており、業務・システム最適化を進めている。あわせて、システム所管のプロジェクトに対する支援業務を実施・基幹系システムで共同利用可能な次世代IT基盤の整備構築に取り組んでいる	人事室 総務局	任意				10.6	208,215				一組	住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、移行時においては、一部事務組合等において共通システムとして共有。
		140	Π調達適正化業務	・IT導入に関する予算要求時及び企画、計画、発注時における詳細なチェックを行い、必要に応じて「T調達ガイドラインの充実を図るなど、ライフサイクルコストの縮減をはじめとした各局のIT調達の適正化を図る・最新技術動向調査・大阪電子自治体推進協議会との連絡調整	人事室 総務局	任意				6.7	10,838					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		#	務分担特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定 員規)	【人件費除〈】	J	広域	各区	連携	考え方
		141	IT調達適正化業務	・IT導入に関する予算要求時及び企画、計画、発注時における詳細なチェックを行い、必要に応じてIT調達ガイドラインの充実を図るなど、ライフサイクルコストの縮減をはじめとした各局のIT調達の適正化を図る・最新技術動向調査・大阪電子自治体推進協議会との連絡調整	人事室 総務局	任意			0.0	0				_ 組	住民情報系7システムについては、移行時において一部事務組合等で共通システムとして共有するため、一部事務組合等で実施。
		142	行政手続等に係るオンライン利 用状況公表事務	·行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき調査・公表を行う。	人事室 総務局	法令	一般市		0.0	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		143	IT人材育成事務	職員のITスキルや専門知識を向上させるため、 IT適正利用推進計画に基づいた体系により随時 見直しを行いながら以下の研修を実施している。 ・システム担当者研修 ・システム専門研修 ・IT利活用研修 ・その他の研修	人事室 総務局	任意			2.8	1,808					システムを所管する団体において実施すべき ものであるため、各特別区で実施。
		144	IT人材育成事務	職員のITスキルや専門知識を向上させるため、 IT適正利用推進計画に基づいた体系により随時 見直しを行いながら以下の研修を実施している。 ・システム担当者研修 ・システム専門研修 ・IT利活用研修 ・その他の研修	人事室 総務局	任意			0.0	0				_ 組	住民情報系7システムについては、移行時において一部事務組合等で共通システムとして共有するため、一部事務組合等で実施。
		145	情報セキュリティ対策事務	・大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティボリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策(ソフトウェアライセンス管理制度含む)の充実強化を図る。	人事室 総務局	任意			2.0	5,873					システムを所管する団体において実施すべき ものであるため、各特別区で実施。
		146	情報セキュリティ対策事務	・大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティ意識の向上や情報できた、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策(ソフトウェアライセンス管理制度含む)の充実強化を図る。	人事室 総務局	任意			0.0	0				— 組	住民情報系7システムについては、移行時において一部事務組合等で共通システムとして共有するため、一部事務組合等で実施。
		147	情報処理センター業務(全庁共通ネットワーク等)T基盤企画・整備・運用管理事務)	・業務系ネットワークや庁内情報ネットワークについて、円滑にシステム運用を行えるよう各種の機能を整備し、運用・庁内情報ネットワークにおいて、各種サービス基盤の提供など、全庁的な情報通信基盤の基礎の企画・整備・運用を実施するとともに、ヘルブデスクを設置など	人事室 総務局	任意			8.6	780,036					システムを所管する団体において実施すべき ものであるため、各特別区で実施。

							大都	7.0%	執行体制	i J	総事業費	lf	#	務分担特別	案 別区	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人正 員 規		【人件費除〈】		広域		連携	考え方
		148	情報処理センター業務(全庁共通ネットワーク等に基盤企画・整備・運用管理事務)	・業務系ネットワークや庁内情報ネットワークについて、円滑にシステム運用を行えるよう各種の機能を整備し、運用・・庁内情報ネットワークにおいて、各種サービス基盤の提供など、全庁的な情報通信基盤の基礎の企画・整備・運用を実施するとともに、ヘルブデスクを設置など	人事室 総務局	任意			C	0.0	0				上組	住民情報系7システムについては、移行時において一部事務組合等で共通システムとして共有するため、一部事務組合等で実施。
		149	情報処理センター業務(庁内情報利用パソコン一括調達事務)	調達事務の簡素化、スケールメリットによる安価な入札効果及び庁内情報ネットワークの安定運用の観点から、平成20年度以降、本課において、各所属が調達予定している庁内情報利用パソコン等を集約し、一括して調達事務を実施している。	人事室 総務局	任意			C).4	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		150	情報処理センター業務(中央情報処理センター運営管理事務)	・共通汎用機等の運転に係るオペレーション業務 や、外部業者とのデータ授受等の運用を実施 ・サーバ機器や共通汎用機等の保守管理や設備 更新等 ・24時間有人による施設警備、生体認証による 入退館受付及びその際の持ち物検査を実施	人事室 総務局	任意			4	l.1	401,623				— 組	住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、移行時においては、一部事務組合等において共通システムとして共有。
		151	情報処理センター業務(総務局 データセンター運営管理事務)	・大阪市 H P 等の公開系システムや庁内情報ネットワークからのインターネット接続サービス提供のため、民間のデータセンターが提供しているネットワークサービスを活用した運用を実施・庁内情報ネットワーク等についても、データセンターが提供するハウジングサービスを活用して運用	人事室 総務局	任意			C).8	44,747					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		152	情報処理センター業務(電子申請システム整備・運用管理事務)	大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムは、市民がより便利に多くの申請・届出等の手続きを基本的に24時間365日インターネット経由で行えるよう、また、市民ニーズの収集をリアルタイムかつ効果的に行えるよう導入されたシステムであり、平成23年8月1日からは、「ASP・SaaS型電子申請サービス」を採用している。	人事室 総務局	任意			C).1	4,095					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		153	情報処理センター業務(総合行政ネットワーク利用管理事務)	・大阪市情報通信ネットワークとLGWANとを接続し、LGWANメールや公的個人認証サービス、電子文書交換システム、広域統計情報ネットワークシステム、地方財政決算情報管理システム等を利用。	人事室 総務局	任意			C).3	500					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		154	みおネットシステム運用管理事 務	・みおネットシステムは、大阪市HP等の行政情報の提供や、「スポーツ情報、施設利用ネットワークシステム」と連携レスポーツ施設の予約等を行うことを目的として導入されたシステム。(スポーツ施設の予約機能はH25.3.31廃止予定)・専用筐体やタッチパネルによる閲覧方式を採用した公衆用端末を市内39箇所に設置	人事室 総務局	任意			C).2	12,174					各地方公共団体で実施すべき事務であるため 各特別区で判断の上実施。 「スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム」については25年4月からオーパスシステムに 統合。

							士叔		執行	亍 訓	総事業費	ŧ	務分担	案 図	
事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所屬	事務 の 種別	大都 市 特例 等	その他 権限の 内容	人员	主規シ	【人件費除〈】	広域	各区		考え方
		155	勤務情報システム等の内部事務 システム運用保守に関する事務	下記の内部事務系システムの運用保守業務及び制度改正時におけるシステム改修作業の外部委託等を実施し各業務の適正・効率化を図る。・ 勤務情報システム・ 広務ガイド・ 協時職員システム・・ 児童手当システム	人事室 総務局	任意				2.9	143,936				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		156	職員情報システムの運用保守に 関する事務	・職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等の人事・給与業務の処理を対象とした職員情報システムの運用保守業務及びシステム改修作業の外部委託等を実施。・職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等に関する情報をデータベース化し、迅速な情報活用と、事務処理の迅速化・効率化を実現	人事室 総務局	任意				2.0	461,120				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
31	市長会等·地方 自治制度	157	地方自治制度関係事務	・地方制度に関する国等の動向の把握、資料の収集・調査研究を行う。 ・地方分権を推進するため、国等に要望活動を 行う。	人事室総務局	任意				3.0	4,216				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		158	市長会・隣接都市関係事務	・全国市長会や近畿市長会・大阪府市長会等を通じて、全国の各市等と緊密な連携を図る。 ・昭和36年に締結した協定に基づき、八尾市との間で行政協力の具体化の協議を進める。 ・大阪市隣接都市協議会の活動を通じ、基礎自治体間におけるパートナーシップの構築をめざす。	人事室 総務局	任意				3.5	9,837				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
32	選挙管理委員会	159	選挙管理委員会関係事務(市)	市において、選挙人名簿の登録、選挙の管理執行、選挙啓発等選挙管理委員会の権限に属する 事項について審議するため、毎月1回以上、定例 及び臨時の選挙管理委員会議を開催。 また、定例的に市区選挙管理委員長会議を開 催。その資料作成・事前打合せ等を行う。	行政委員会 事務局	法令	一般市			2.0	6,911				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		160		区において、選挙人名簿の登録、選挙の管理執行、選挙啓発等選挙管理委員会の権限に属する 事項について審議するため、毎月1回以上、定例及び臨時の選挙管理委員会議を開催。	行政委員会 事務局	法令	一般市			0.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		161		ホームページ、啓発資料・資材の作成等、明るい選挙推進協議会との連携。	行政委員会 事務局	法令	一般 市			1.0	10,175				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		162	選挙管理執行事務(市)	各種選挙の管理執行・区への指導。	行政委員会 事務局	法令	一般市			0.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。

事務						事務	大都市	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担 特別	案 削区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人定 員規)	【人件費除〈】		広域	各区	連携	考え方
		163	選挙管理執行事務(区)	各種選挙の投開票事務等。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0		0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		164	最高裁判所裁判官国民審查管 理執行関係事務(市)	最高裁判所裁判官国民審査の管理執行·区への 指導。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0		0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		165	最高裁判所裁判官国民審查管 理執行関係事務(区)	最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務等。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0)	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		166	選挙人名簿調製事務(市)	選挙人名簿(投票区ごと)、在外選挙人名簿への 登録、登録の抹消等に係る指導等。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		2.0	10,67	7				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		167	選挙人名簿調製事務(区)	選挙人名簿(投票区ごと)、在外選挙人名簿の登録、登録の抹消等。	行政委員会 事務局	法令	一般市		0.0		0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		168	国民投票法関係事務(市)	国民投票の管理執行・区への指導。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.1		0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		169	国民投票法関係事務(区)	国民投票の投開票事務等。	行政委員会 事務局	法令	一般市		0.0)	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		170	選挙に係る任意事務	公職選挙法を中心に法令研究、スキルアップのための研修会・講習会の開催、選挙事務テキスト・選挙関係例規集・選挙関係告示例の修正、公職選挙法その他選挙事務関係の書籍の購入・24区への配付、各種選挙投開票、直接請求に係る統計調査等。	行政委員会 事務局	任意			4.0	2,363	3				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		171	直接請求事務(市)	議会の解散及び議員等の解職等の請求における請求の受理、投開票事務、署名簿の審査等に係る区への指導。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.1		0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		172	直接請求事務(区)	直接請求時における署名簿の審査、投開票事務。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0		0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		173	裁判員候補者予定者名簿調製事務(市)	裁判員候補者予定者名簿の調製に関する指導。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0	3	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		174	裁判員候補者予定者名簿調製事務(区)	裁判員候補者予定者名簿の調製。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.0)	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。

事務						事務	大都	その他	執行	総事業費	1	*	務分担特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人 員 規 ()	【人件費除	<1	広域	各区	連携	考え方
		175	検察審査員候補者予定者名簿 調製事務(市)	検察審査員候補者予定者名簿の調製。	行政委員会 事務局	法令	一般市		0.	ı	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		176	検察審査員候補者予定者名簿 調製事務(区)	検察審査員候補者予定者名簿の調製。	行政委員会 事務局	法令	一般市		0.		0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
33	大阪海区漁業 調整委員会委 員選挙及び大 阪市農業委員 会委員選挙	177	大阪海区漁業調整委員会委員 選挙関係事務(市)	選挙人名簿の調製事務及び選挙の執行事務の 区への指導。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.	1 2,3	330				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 選挙権・被選挙権を有する住民がいる特別区のみの事務。
		178	大阪海区漁業調整委員会委員 選挙関係事務(区)	選挙人名簿の調製事務及び選挙における投開 票事務。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.)	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 選挙権・被選挙権を有する住民がいる特別区のみの事務。
		179	大阪市農業委員会委員選挙関 係事務(市)	選挙人名簿の調製事務及び選挙の執行管理に 係る事務。	行政委員会 事務局	法令	一般市		0.	3	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 選挙権・被選挙権を有する住民がいる特別区のみの事務。
		180	大阪市農業委員会委員選挙関 係事務(区)	選挙の投開票事務。	行政委員会 事務局	法令	一般 市		0.)	0				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 選挙権・被選挙権を有する住民がいる特別区のみの事務。
34	市会	181	秘書・議員接遇、諸儀式及び交際等関係事務	正副議長秘書、議員控室における接遇等、本市会への表敬をはじめとする国内外賓客の接遇対応、姉妹、友好都市提携している海外都市の議長等への訪問・交流及び行政調査等の実施、議員連絡調整(議員連絡先の周知等)等関係業務	市会事務局	任意			3.	3 74,6	523				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		182	傍聴受付等関係業務	本会議・委員会の傍聴受付・案内、手話傍聴の 手配、モニター放映にかかる事務	市会事務局	任意			0.	5	70				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		183	議員報酬等関係事務	大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当 に関する条例に基づく支給事務を行う。 議員の年末調整にかかる事務を行う。	市会事務局	法令	一般 市		0.	l 808,6	558				各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		184	議員年金関係事務	議員の年金の届出手続きを行う。	市会事務局	法令	一般 市		0.	ı	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。

事務						事務	大都	その他	執行 体制	総事業費		*	務分担 特別	案 別区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人 員規)	【人件費除〈】	J	広域	各区	連携	考え方
		185	政務調査費関係事務	地方自治法第100条及び大阪市会政務調査費の 交付に関する条例に基づき、大阪市会議員の市 政に関する調査研究に資するため必要な経費の 一部として政務調査費を交付している。議長は交 付から収支報告書までの手続きや収支報告書及 び領収書の写しの検査を行うとされており、事務 局として議長の補佐を行っている。	市会事務局	法令	一般市		3.0	531,816					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		186	本会議関係事務	本会議の運営、結果報告、意見書の送付、会議 録の作成など	市会事務局	法令	一般市		4.0	18,477					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		187	常任委員会及び特別委員会関 係事務	議案等を審査する常任委員会及び特別委員会 の運営、委員会記録の作成など	市会事務局	法令	一般市		5.9	23,707					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		188	市会運営に関する諸会議関係事務	市会運営委員会の運営、記録など	市会事務局	法令	一般市		4.0	1,724					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		189	請願書及び陳情書関係事務	請願・陳情の受付と結果の送付	市会事務局	法令	一般市		1.0	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		190	各種の調査及び資料の収集·整 備に関する事務	市会議員の政策立案等に資するため、各種資料の収集、整備、情報提供等を行う。 サービス対象者:市会議員	市会事務局	任意			2.5	1,257					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		191	市会の広報に関する事務	・大阪市会の審議の様子や議決事項など、市会に関する事項を広く周知する。 ・市民に開かれた市会を目指し、議場見学など、 市民が議会と直接触れ合う機会を設ける。 サービス対象者 ・大阪市民 ・大阪市会に関心のある方	市会事務局	任意			2.9	41,873					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		192	市会図書室関係事務	地方自治法の規定により送付される政府刊行物や府刊行物、市会会議録、市会刊行物、市公報、市の刊行物、その他市会に必要な図書及び資料を収集保管し、市会関係者の利用に供する。 サービス対象者: 議員のほか、議員の調査研究を妨げない範囲で一般利用を認める。	市会事務局	法令	一般 市		0.8	1,754					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
35	内部事務	193	庶務業務	·室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善を行う。 ·大阪府市の重要な施策の具体化に向け、府市共同設置の戦略会議設置や府市及び複数局にまたがる課題解決に向けた連絡調整業務を行う。	大阪府市 大都市局	任意			13.0	5,032					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		194	平和関連事業	平和関連事業、国旗掲揚状況の取りまとめ等、 他の局等の主管に属しないことを行う。	人事室 総務局	任意			0.2	0					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。

事務						事務	大都市	その他	執行 体制	総事美	黄	4	務分担特	!案 引区	
区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	種別	特例等	権限の内容	人(正 員規)	【人件費	 除 〈]	広域	各区	連携	考え方
		195	他の部及び課の主管に属しない	職場の繁忙要素となっている業務等について、 業務フローを整理してプロセスの可視化とともに 最適化案を作成する。職場の繁忙要素となって いる所属間の調査・照会資料作成依頼等の簡素 効率化を図る。	人事室 総務局	任意			4.	0	189				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		196	庶務業務(人事室·総務局)	·室の全体総括(計理、市会、秘書、規定整備、他都市調整、事業計画、照会等) ・局の全体総括(計理、市会、秘書、規定整備、他都市調整、事業計画、照会等)	人事室 総務局	任意			15.	0 2:	2,628				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		197	庶務業務(IT統括課)	・IT統括課の人事、文書、計理、庁舎管理等	人事室 総務局	任意			4.	4 4	6,816				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		198	提案·改善事業事務	職員の市政への参加意識の高揚や、業務の改 善、能率の向上並びに政策形成能力の向上等を めざした取組を実施する。また、職員の意識改革 や組織の活性化を図る職場改善運動、職場風土 改革への意欲を持った職員の活動を支援する取 組を実施する。	人事室 総務局	任意			1.	5 :	2,158				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		199	庶務業務(職員人材開発セン ター)	・庶務全般 ex.各種照会、勤怠管理、計理業務 (プロポーザル含む) ・防災・施設管理	人事室 総務局	任意			3.	6 3	4,447				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で判断の上実施。
		200	庶務関係業務	庶務関係業務	市政改革室	任意			16.	0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		201	庶務業務	室の文書、人事、予算、決算、物品、室業務の進行管理及び事務改善に関する業務 ・文書・公印管理関係事務 ・市会関係事務 ・OA関係事務 ・广合管理業務 ・計理・予算決算業務 ・契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関係業務	政策企画室	任意			27.	6 1	15,207				各地方公共団体において実施すべき事務であ るため各特別区で実施。
		202	市公館維持管理業務	行事実施に係る予約、当日のスケジュール管理、施設利用者との利用方法の打ち合わせなど行事を円滑に行うための業務。整備計画の作成、維持補修工事、業務委託等の発注、監督など施設の維持管理にかかる業務・施設の有効活用の事業企画立案、実行などの業務(都島区)	政策企画室	任意			3.	0 5	57,368				特定の区に立地する施設の管財業務で周辺 環境を踏まえた地域の魅力づくりに資するもので あり、施設が所在する特別区で実施。

									ſ	執行 体制	総事業費		ŧ	務分担		
事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都市 特例等	その他 権限の 内容		人正 典規	【人件費除〈】	J	広域		連携	考え方
		203	東京事務所関連事務	大阪府市の役割分担に応じた事務を遂行してい 〈上で必要な資料や情報について、国等へ情報 収集・調査活動、連絡調整を行う。また、大阪府 東京事務所との密接な連携を図りながら、東京 及び近郊住民をはじめ、広〈全国へ大阪の地域 情報を発信する。	政策企画室	任意				6.0	39,088					各地方自治体の政策の実現や情報発信等の ための業務であり、各特別区で判断の上実施。
		204	市会業務	・議案の提出など大阪市全体としての市会に関する事務	財政局	任意				2.8	1,055					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		205	庶務関係業務	· 文書·公印管理関係業務 ·秘書関係業務 ·OA関係業務 ·庁舎管理業務 ·計理·予算決算業務、契約·管財業務 ·人事·給与·福利厚生関係業務 ·職員研修関連業務	財政局	任意				14.2	4,202,919					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。
		206	庶務関係業務 (公債費会計)	·文書·公印管理関係業務 ·秘書関係業務 ·OA関係業務 ·方舍管理業務 ·計理·予算決算業務、契約·管財業務 ·人事·給与·福利厚生関係業務 ·職員研修関連業務	財政局	任意				0.0	7,055					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		207	広告業務	・各局で実施している印刷物、ホームベージ、施設等を活用した広告事業を拡充し、大阪市全体の広告収入を確保するための調査・研究	財政局	任意				1.3	0					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		208	庶務関係業務	局業務の進行管理、人事・給与・福利厚生関係 業務、文書・公印管理業務、市会関係業務、庁舎 管理業務、計理・予算決算・契約業務、職員研修 関連業務、行財政改革・企画関連業務、その他 庶務業務	契約管財局	任意				15.0	226,584					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		209	庶務関係業務	·文書·公印管理関係業務, 市会関係業務, 秘書 関係業務、OA関係業務, 計理·予算決算業務, 契約·管財業務, 人事·給与·福利厚生関係業 務, 職員研修関係業務, 行政改革·企画関係業 務、規則改正関係業務	会計室	任意				4.5	12,547					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		210	局の庶務に関する事務	局の文書·公印管理、市会、OA、計理·予算決 算、契約·管財、人事·給与·福利厚生、職員研 修、行財政改革·企画等。	行政委員会 事務局	任意				6.9	76,741					各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		211	庶務関係業務	公印の監守、文書、人事及び給与、福利厚生、 予算・決算、物品、議場その他の警備、議会の情報公開情報公開審査委員会の運営含む」、議員の海外出張、營繕、議会構内管理、広聴広報、情報化推進、環境保全推進、職員研修訴訟・不服申し立て、事務局職員の公正な職務の執行、指定都市議会事務協議会、その他庶務的事項に関する事務	市会事務局	任意				10.7	51,690					各地方公共団体において実施すべき事務であ るため、各特別区で実施。

区役所で実施している事務は、各「分野」における事務に含むが、「執行体制」及び「事業費」については別途カウント(24区合計:執行体制4,933人、事業費5,033,876千円)